

【第一条関係】

青森市職員の定年等に関する条例（平成十七年条例第四十二号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）<u>第二十二條の四第一項、第二十二條の五第一項、第二十八條の二（第三項を除く。）、第二十八條の五、第二十八條の六第一項から第三項まで、第二十八條の七及び附則第二十一項から第二十三項までの規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>第二条 (略)</p> <p>(定年)</p> <p>第三条 職員の定年は、<u>年齢六十五年とする。ただし、保健所に勤務する医師</u> _____ <u>の定年は、年齢七十年とする。</u></p> <p>(定年による退職の特例)</p> <p>第四条 任命権者は、定年に達した職員が第二条の規定により退職すべきこととなる場合において、次に掲げる事由がある _____ と認めるときは、<u>同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。ただし、第九条第一項から第四項までの規定により異動期間（同条第一項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）</u> _____ <u>（同条第一項から第四項までの規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職（第六条に規定する職をいう。以下同</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）<u>第二十八條の二第一項から第三項まで及び第二十八條の三</u> _____ <u>の</u> _____ <u>の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>第二条 (略)</p> <p>(定年)</p> <p>第三条 職員の定年は、<u>年齢六十年</u> _____ <u>とする。ただし、病院において医療業務に従事する医師及び歯科医師の定年は、年齢六十五年とする。</u></p> <p>(定年による退職の特例)</p> <p>第四条 任命権者は、定年に達した職員が第二条の規定により退職すべきこととなる場合において、<u>次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その職員に</u> _____ <u>に係る定年退職日の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該</u> _____ <u>職務に従事させるため引き続き勤務させることができる。</u> _____</p>

【第一条関係】

改正後	改正前
<p>じ。)を占めている職員については、<u>第九条第一項又は第二項の規定により当該定年退職日まで当該異動期間を延長した場合に限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して三年を超えることができない。</u></p> <p>一 <u>当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。</u></p> <p>二 <u>当該職務が高度の知識、技能若しくは経験を必要とするものであるため、又は当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。</u></p> <p>(削除)</p> <p>2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、<u>前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日(同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日)の翌日から起算して三年を超えることができない。</u></p> <p>3 任命権者は、<u>第一項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定</u></p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>一 <u>当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。</u></p> <p>二 <u>当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、その職員の退職による欠員を容易に補充することができないとき。</u></p> <p>三 <u>当該職務を担当する者の交替がその業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。</u></p> <p>2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、<u>前項の理由_____が引き続き存すると認めるときは、一年_____を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日の翌日_____から起算して三年を超えることができない。</u></p> <p>3 任命権者は、<u>第一項の規定により職員を引き続いて勤務させる場合又は前項の規定</u></p>

【第一条関係】

改正後	改正前
<p>により期限を延長する場合には、<u>あらかじめ当該職員の同意を得なければならない。</u></p> <p>4 <u>任命権者は、第一項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第二項の規定により期限が延長された職員について、第一項の期限又は第二項の規定により延長された期限が到来する前に第一項各号に掲げる事由がなくなったと認めるときは、当該職員の同意を得て、当該期限を繰り上げるものとする</u></p> <p>_____。</p> <p>(削除)</p> <p>第五条 (略)</p> <p><u>(管理監督職勤務上限年齢による降任等の対象となる職)</u></p> <p>第六条 <u>法第二十八条の二第一項に規定する条例で定める職は、次に掲げる職(第三条ただし書に規定する職員並びに病院において医療業務に従事する医師及び歯科医師が占める職を除く。)とする。</u></p> <p>一 <u>青森市職員の給与に関する条例(平成十七年青森市条例第五十三号)第九条第一項に規定する職(規則で定める職を除く。)</u></p> <p>二 <u>青森市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(平成十七年青森市条例第二百二十号)第四条に規定する職</u></p> <p>三 <u>前二号に掲げる職のほか、これらの職に相当する職として規則で定める職</u></p> <p><u>(管理監督職勤務上限年齢)</u></p> <p>第七条 <u>法第二十八条の二第一項の管理監督</u></p>	<p>により期限を延長する場合には、<u>当該</u> _____ <u>職員の同意を得なければならない。</u></p> <p>4 任命権者は _____</p> <p>_____          _____、第一項の期限又は第二項の規定により延長された期限が到来する前に<u>第一項の理由が存しなくなった</u> _____ と認めるときは、当該職員の同意を得て、<u>期日を定めてその期限を繰り上げて退職させることができる。</u></p> <p>5 <u>前各項の規定を実施するために必要な手続は、市長が別に定める。</u></p> <p>第五条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

【第一条関係】

改正後	改正前
<p><u>職勤務上限年齢は、年齢六十年とする。</u></p> <p><u>(管理監督職以外の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)</u></p> <p><u>第八条 任命権者は、法第二十八条の二第一項本文の規定による管理監督職以外の職への降任又は転任（以下この条において「降任等」という。）（以下「管理監督職以外の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第十三条、第十五条、第二十三条の三、第二十七条第一項及び第五十六条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。</u></p> <p><u>一 当該職員の人事評価の結果、勤務の状況、職務経験等に基づき、降任等をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第十五条の二第一項第五号に規定する標準職務遂行能力（次条第三項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。</u></p> <p><u>二 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。</u></p> <p><u>三 当該職員の管理監督職以外の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の管理監督職以外の職への降任等もする場合には、第一号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上</u></p>	<p>(新設)</p>

【第一条関係】

改正後	改正前
<p><u>の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をする<u>こと。</u></u></p> <p><u>(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)</u></p> <p><u>第九条 任命権者は、管理監督職以外の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の四月一日までの間をいう。以下この条において同じ。）の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第三項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。</u></p> <p><u>一 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の管理監督職以外の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。</u></p> <p><u>二 当該職務が高度の知識、技能若しくは経験を必要とするものであるため、又は当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の管理監督職以外の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。</u></p> <p><u>2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長され</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

【第一条関係】

改正後	改正前
<p><u>た期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第四項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して三年を超えない。</u></p> <p><u>3 任命権者は、第一項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、管理監督職以外の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の管理監督職以外の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を</u></p>	<p>(新設)</p>

【第一条関係】

改正後	改正前
<p><u>占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。</u></p>	
<p>4 <u>任命権者は、第一項若しくは第二項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第二項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前三項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>5 <u>任命権者は、前各項の規定による異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）の延長及び当該延長に係る職員の降任又は転任をする場合には、あらかじめ当該職員の同意を得なければならない。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>6 <u>任命権者は、第一項から第四項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された職員について、延長された当該異動期間の末日が到来する前に当該延長の事由がなくなつたと認めるときは、管理監督職以外の職への降任等をするものとする。</u></p> <p><u>（定年前再任用短時間勤務職員の任用）</u></p>	<p>(新設)</p>

【第一条関係】

改正後	改正前
<p><u>第十条 任命権者は、年齢六十年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条第一項において「年齢六十年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢六十年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。</u></p>	<p>（新設）</p>
<p><u>第十一条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、市が加入する地方公共団体の組合（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第一項の地方公共団体の組合をいう。）の年齢六十年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。</u></p>	<p>（新設）</p>
<p><u>2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。</u></p>	
<p><u>（施行事項）</u></p>	
<p><u>第十二条 この条例の施行に関し必要な事項</u></p>	<p>（新設）</p>

【第一条関係】

改正後	改正前												
<p><u>は、規則で定める。</u></p> <p>附 則                      1・2 (略)</p> <p><u>(定年に関する経過措置)</u></p> <p>3 <u>令和五年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間における第三条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同条本文中「六十五年」とあるのはそれぞれ同表の中欄に掲げる字句と、同条ただし書中「七十年」とあるのはそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</u></p>	<p>附 則                      1・2 (略)</p> <p><u>(定年の特例)</u></p> <p>3 <u>保健所長の職にある職員の定年は、平成三十年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間、第三条の規定にかかわらず、年齢七十三年とする。</u></p>												
<table border="1"> <tr> <td>令和五年四月一日から令和七年三月三十一日まで</td> <td>六十一年</td> <td>六十一年</td> </tr> <tr> <td>令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで</td> <td>六十二年</td> <td>六十七年</td> </tr> <tr> <td>令和九年四月一日から令和十一年三月三十一日まで</td> <td>六十三年</td> <td>六十八年</td> </tr> <tr> <td>令和十一年四月一日から令和十三年三月三十一日まで</td> <td>六十四年</td> <td>六十九年</td> </tr> </table>	令和五年四月一日から令和七年三月三十一日まで	六十一年	六十一年	令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで	六十二年	六十七年	令和九年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	六十三年	六十八年	令和十一年四月一日から令和十三年三月三十一日まで	六十四年	六十九年	
令和五年四月一日から令和七年三月三十一日まで	六十一年	六十一年											
令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで	六十二年	六十七年											
令和九年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	六十三年	六十八年											
令和十一年四月一日から令和十三年三月三十一日まで	六十四年	六十九年											
<p>4 <u>前項の規定は、青森市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年青森市条例第 号。次項において「令和四年改正条例」という。）第一条の規定による改正前の青森市職員の定年等に関する条例第三条ただし書に規定する職員に相当する職員については、適用しない。</u></p>	<p>(新設)</p>												
<p><u>(年齢六十年に達する職員等に対する情報の提供及び勤務の意思の確認)</u></p> <p>5 <u>任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員、第三条ただし書に規定する職員及び令和四年改正条例第一条の規定による改正前の青森市職員の定年等に関する条例第三条ただし書</u></p>	<p>(新設)</p>												

【第一条関係】

改正後	改正前
<p><u>に規定する職員に相当する職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢六十年に達する日の属する年度の前年度（当該前年度に職員でなかった者で、当該前年度の末日後に採用された職員にあっては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間）において、当該職員に対し、当該職員が年齢六十年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>附 則</u>  <u>（施行期日）</u></p> <p><u>1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第三条中青森市職員の退職手当に関する条例第二条第二項の改正規定（「地方公務員法」の下に「（昭和二十五年法律第二百六十一号）」を加える部分を除く。）</u>、<u>同条例第十七条の改正規定並びに第二十二條第一項の改正規定（「第六項又は第八項」を「第七項又は第九項」に改める部分に限る。）及び同条第二項の改正規定並びに同条例附則第十四項の改正規定並びに次項、附則第三十七項及び附則第三十八項の規定は、公布の日から施行する。</u></p> <p><u>（改正法附則第二条第三項の条例で定める年齢）</u></p> <p><u>2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下「改正法」という。）附則第二条第三項の条例で定める年齢は、年齢六十年とする。</u></p> <p><u>（定年による退職の特例に関する経過措置）</u></p>	

## 【第一条関係】

改正後	改正前
<p>3 <u>任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に第一条の規定による改正前の青森市職員の定年等に関する条例（以下「旧定年等条例」という。）第四条第一項又は第二項の規定により勤務することとされ、かつ、旧定年等条例勤務延長期限（同条第一項の期限又は同条第二項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧定年等条例勤務延長職員」という。）について、旧定年等条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第一条の規定による改正後の青森市職員の定年等に関する条例（以下「新定年等条例」という。）第四条第一項各号に掲げる事由があると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧定年等条例勤務延長職員に係る青森市職員の定年等に関する条例第二条に規定する定年退職日の翌日から起算して三年を超えることができない。</u></p> <p>4 <u>任命権者は、基準日（施行日、令和七年四月一日、令和九年四月一日、令和十一年四月一日及び令和十三年四月一日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の三月三十一日までの間、基準日における新定年等条例定年（新定年等条例第三条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新定年等条例定年（基準日が施行日である場合にあっては、施行日の前日における旧定年等条例定年（旧定年等条例第三条に規定する定年をいう。以下同じ。））を超える職（基準日における新定年等条例定年が新定年等条例第</u></p>	

【第一条関係】

改正後	改正前
<p><u>三条本文に規定する定年である職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の三月三十一日までの間に新定年等条例第四条第一項若しくは第二項、改正法附則第三条第五項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新定年等条例定年（基準日が施行日である場合にあっては、施行日の前日における旧定年等条例定年）に達している職員（当該規則で定める職にあっては、規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。</u></p> <p><u>5 新定年等条例第四条第三項及び第四項並びに第十二条の規定は、附則第三項の規定による勤務について準用する。</u></p> <p><u>（定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置）</u></p> <p><u>7 任命権者は、基準日（令和七年四月一日、令和九年四月一日、令和十一年四月一日及び令和十三年四月一日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の三月三十一日までの間、基準日における新定年等条例定年相当年齢（短時間勤務の職（新定年等条例第十条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新定年等条例定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新定年等条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新定年等条例定年相当年齢が新定年等条例第三条本文に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）</u></p>	

【第一条関係】

改正後	改正前
<p>及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職（以下この項において「新定年等条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新定年等条例第十条に規定する年齢六十年以上退職者となった者（基準日前から新定年等条例第四条第一項又は第二項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新定年等条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年等条例原則定年相当年齢に達している者（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める者）を、新定年等条例第十条又は第十一条の規定により採用することができず、新定年等条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新定年等条例第十条又は第十一条の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新定年等条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年等条例原則定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。</p> <p>（定年退職者等の再任用に関する経過措置）</p> <p>8 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢六十五年に達する日以後における最初の三月三十一日（以下「年齢六十五年到達年度の末日」という。）までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧定年等条例定年（施行日以後に新たに設置された職及び組織の変</p>	

【第一条関係】

改正後	改正前
<p><u>更等により名称が変更された職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年等条例定年に準じた当該職に係る年齢）に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。</u></p> <p><u>一 施行日前に青森市職員の定年等に関する条例第二条の規定により退職した者</u></p> <p><u>二 旧定年等条例第四条第一項若しくは第二項、改正法附則第三条第五項又は附則第三項の規定により勤務した後退職した者</u></p> <p><u>三 二十五年以上勤続して施行日前に退職した者（前二号に掲げる者を除く。）のうち、次に掲げる者</u></p> <p><u>イ 当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間にある者</u></p> <p><u>ロ 当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間に改正法による改正前の地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定による採用又は暫定再任用（この項、次項又は附則第十三項、第十四項、第十六項、第十七項、第十九項若しくは第二十項の規定により採用することをいう。以下同じ。）をされたことがある者（イに掲げる者を除く。）</u></p> <p><u>9 令和十四年三月三十一日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢六十五年到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新定年等条例定年に達して</u></p>	

【第一条関係】

改正後	改正前
<p><u>いるものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。</u></p> <p><u>一 施行日以後に青森市職員の定年等に関する条例第二条の規定により退職した者</u></p> <p><u>二 施行日以後に新定年等条例第四条第一項又は第二項の規定により勤務した後退職した者</u></p> <p><u>三 施行日以後に新定年等条例第十条の規定により採用された者のうち、改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第二十二条の四第三項に規定する任期が満了したことにより退職した者</u></p> <p><u>四 施行日以後に新定年等条例第十一条の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第二十二条の五第三項において準用する新地方公務員法第二十二条の四第三項に規定する任期が満了したことにより退職した者</u></p> <p><u>五 二十五年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）のうち、次に掲げる者</u></p> <p><u>イ 当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間にある者</u></p> <p><u>ロ 当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間に暫定再任用をされたことがある者（イに掲げる者を除く。）</u></p> <p><u>10 前二項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、一年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前二項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の年齢六十五年到達年度の末日以前でな</u></p>	

## 【第一条関係】

改正後	改正前
<p><u>なければならない。</u></p> <p><u>1 1 前項の規定による任期の更新は、職員</u> <u>の当該更新直前の任期における勤務実績が</u> <u>良好である場合に行うことができるものと</u> <u>する。</u></p> <p><u>1 2 任命権者は、附則第十項の規定により</u> <u>任期を更新する場合には、あらかじめ当該</u> <u>職員の同意を得なければならない。</u></p> <p><u>1 3 任命権者は、附則第八項の規定による</u> <u>ほか、市が加入する地方公共団体の組合（地</u> <u>方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）</u> <u>第二百八十四条第一項の地方公共団体の組</u> <u>合をいう。次項、附則第十九項及び附則第</u> <u>二十項において同じ。）における附則第八</u> <u>項各号に掲げる者のうち、年齢六十五年到</u> <u>達年度の末日までの間にある者であって、</u> <u>当該者を採用しようとする常時勤務を要す</u> <u>る職に係る旧定年等条例定年に達している</u> <u>ものを、従前の勤務実績その他の規則で定</u> <u>める情報に基づく選考により、一年を超え</u> <u>ない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を</u> <u>要する職に採用することができる。</u></p> <p><u>1 4 令和十四年三月三十一日までの間、任</u> <u>命権者は、附則第九項の規定によるほか、</u> <u>市が加入する地方公共団体の組合における</u> <u>同項各号に掲げる者のうち、年齢六十五年</u> <u>到達年度の末日までの間にある者であっ</u> <u>て、当該者を採用しようとする常時勤務を</u> <u>要する職に係る新定年等条例定年に達して</u> <u>いるものを、従前の勤務実績その他の規則</u> <u>で定める情報に基づく選考により、一年を</u> <u>超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤</u> <u>務を要する職に採用することができる。</u></p>	

【第一条関係】

改正後	改正前
<p>15 <u>前二項の規定により採用された職員の任期については、附則第十項から第十二項までの規定を準用する。</u></p> <p>16 <u>任命権者は、新地方公務員法第二十二條の四第四項の規定にかかわらず、附則第八項各号に掲げる者のうち、年齢六十五年到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧定年等条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧定年等条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該短時間勤務の職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年等条例定年に準じた当該短時間勤務の職に係る年齢）をいう。附則第十九項において同じ。）に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。</u></p> <p>17 <u>令和十四年三月三十一日までの間、任命権者は、新地方公務員法第二十二條の四第四項の規定にかかわらず、附則第九項各号に掲げる者のうち、年齢六十五年到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係</u></p>	

## 【第一条関係】

改正後	改正前
<p><u>る新定年等条例定年相当年齢に達しているもの（新定年等条例第十条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。</u></p> <p><u>18 前二項の規定により採用された職員の任期については、附則第十項から第十二項までの規定を準用する。</u></p> <p><u>19 任命権者は、附則第十六項の規定によるほか、新地方公務員法第二十二條の五第三項において準用する新地方公務員法第二十二條の四第四項の規定にかかわらず、市が加入する地方公共団体の組合における附則第八項各号に掲げる者のうち、年齢六十五年到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧定年等条例定年相当年齢に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。</u></p> <p><u>20 令和十四年三月三十一日までの間、任命権者は、附則第十七項の規定によるほか、新地方公務員法第二十二條の五第三項において準用する新地方公務員法第二十二條の四第四項の規定にかかわらず、市が加入する地方公共団体の組合における附則第九項各号に掲げる者のうち、年齢六十五年到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新定年等条例定年相当年齢に達しているもの（新定年等条例第十一条の規定によ</u></p>	

【第一条関係】

改正後	改正前
<p><u>り当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。</u></p> <p><u>21 前二項の規定により採用された職員の任期については、附則第十項から第十二項までの規定を準用する。</u></p> <p><u>22 改正法附則第八条第三項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。</u></p> <p><u>一 施行日以後に新たに設置された職</u></p> <p><u>二 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職</u></p> <p><u>23 改正法附則第八条第三項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年等条例定年に準じた当該職に係る年齢とする。</u></p> <p><u>24 改正法附則第四条から第七条までの規定が適用される場合における改正法附則第八条第四項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第二十二條の四第四項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。</u></p> <p><u>一 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職</u></p> <p><u>二 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職</u></p> <p><u>25 改正法附則第四条から第七条までの規定が適用される場合における改正法附則第八条第四項の規定により読み替えて適用す</u></p>	

【第一条関係】

改正後	改正前
<p><u>る新地方公務員法第二十二條の四第四項の                      条例で定める年齢は、前項に規定する職が                      施行日の前日に設置されていたものとした                      場合において、当該職を占める職員が、常                      時勤務を要する職でその職務が同項に規定                      する職と同種の職を占めているものとした                      ときにおける旧定年等条例定年に準じた同                      項に規定する職に係る年齢とする。</u></p> <p><u>26 改正法附則第八條第五項の条例で定め                      る職は、次に掲げる職のうち、当該職が基                      準日（附則第八項から第二十一項までの規                      定が適用される間における各年の四月一日                      （施行日を除く。）をいう。以下同じ。）                      の前日に設置されていたものとした場合                      において、基準日における新定年等条例定年                      （短時間勤務の職にあつては、当該短時間                      勤務の職を占める職員が、常時勤務を要す                      る職でその職務が当該短時間勤務の職と同                      種の職を占めているものとした場合におけ                      る新定年等条例定年をいう。以下同じ。）                      が基準日の前日における新定年等条例定年                      を超える職とする。</u></p> <p><u>一 基準日以後に新たに設置された職（短                      時間勤務の職を含む。）</u></p> <p><u>二 基準日以後に組織の変更等により名称                      が変更された職（短時間勤務の職を含                      む。）</u></p> <p><u>27 改正法附則第八條第五項の条例で定め                      る者は、前項に規定する職が基準日の前日                      に設置されていたものとした場合におい                      て、同日における当該職に係る新定年等条                      例定年に達している者とする。</u></p> <p><u>28 改正法附則第八條第五項の条例で定め                      る職員は、附則第二十六項に規定する職が</u></p>	

## 【第一条関係】

改正後	改正前
<p><u>基準日の前日に設置されていたものとした 場合において、同日における当該職に係る 新定年等条例定年に達している職員とす る。</u></p> <p><u>(規則への委任)</u></p> <p><u>39 附則第三項から前項までに定めるもの のほか、この条例の施行に関し必要な事項 は、規則で定める。</u></p>	

## 【第二条関係】

## 青森市職員の給与に関する条例（平成十七年条例第五十三号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>第一条～第三条（略）</p> <p>（初任給、昇格、昇給等）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、規則で定めるところにより決定する。</p> <p>3 職員の昇給は、規則で定める日に、同日前において規則で定める日以前一年間における当該職員の勤務成績に応じて、行うものとする。この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が法 第二十九条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして規則で定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。</p> <p>4 （略）</p> <p>5 五十五歳（規則で定める職員にあっては、五十六歳以上の年齢で規則で定めるもの）を超える職員の第三項の規定による昇給は、同項前段に規定する期間における当該職員の勤務成績が特に良好であり、かつ、同項後段の規定を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>6～8（略）</p>	<p>第一条～第三条（略）</p> <p>（初任給、昇格、昇給等）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、規則の定めるところにより決定する。</p> <p>3 職員の昇給は、規則で定める日に、同日前において規則で定める日以前一年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が地方公務員法第二十九条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして規則で定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。</p> <p>4 （略）</p> <p>5 五十五歳（規則で定める職員にあっては、五十六歳以上の年齢で規則で定めるもの）を超える職員の第三項の規定による昇給は、同項前段に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好であり、かつ、同項後段の規定を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>6～8（略）</p>

【第二条関係】

改正後	改正前
<p>(削除)</p> <p><u>第五条 法第二十二条の四第一項又は第二十二條の五第一項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、青森市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成十七年青森市条例第四十七号。以下「勤務時間条例」という。）第二条第三項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</u></p> <p>第六条～第十二条 （略）</p> <p>(住居手当)</p> <p>第十三条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。</p> <p>一 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額一万二千円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（青森市職員公舎使用規則（平成十七年青森市規則第六十四号）第六条の規定による二種公舎を貸与され、入居料を支払っている職員その他規則で定める職員を除き、</p>	<p><u>9 法第二十八條の四第一項、第二十八條の五第一項又は第二十八條の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。</u></p> <p><u>第五条 法第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前条第九項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、青森市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成十七年青森市条例第四十七号。以下「勤務時間条例」という。）第二条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定にする勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</u></p> <p>第六条～第十二条 （略）</p> <p>(住居手当)</p> <p>第十三条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。</p> <p>一 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額一万二千円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（青森市職員公舎使用規則（平成十七年青森市規則第六十四号）第六条の規定による二種公舎を貸与され、入居料を支払っている職員その他規則で定める職員を除き、</p>

【第二条関係】

改正後	改正前
<p><u>定年前再任用短時間勤務職員</u>にあっては、第十七条第一項又は第三項の規定により単身赴任手当を支給される職員に限る。)</p> <p>二 第十七条第一項又は第三項の規定により単身赴任手当を支給される職員（<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>を除く。）で、配偶者が居住するための住宅（青森市職員公舎使用規則第六条の規定による二種公舎その他規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額一万二千円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの</p> <p>2・3 （略）</p> <p>第十四条・第十五条 （略）</p> <p>（通勤手当）</p> <p>第十六条 （略）</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、第二号及び第三号に掲げる職員のうち、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>で支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定めるものにあつては、当該各号に定める額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額とする。</p> <p>一 前項第一号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した<u>当該職員</u>の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「一箇月当たりの運賃等相当</p>	<p><u>再任用職員</u>にあっては、第十七条第一項又は第三項の規定により単身赴任手当を支給される職員に限る。)</p> <p>二 第十七条第一項又は第三項の規定により単身赴任手当を支給される職員（<u>再任用職員</u>を除く。）で、配偶者が居住するための住宅（青森市職員公舎使用規則第六条の規定による二種公舎その他規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額一万二千円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの</p> <p>2・3 （略）</p> <p>第十四条・第十五条 （略）</p> <p>（通勤手当）</p> <p>第十六条 （略）</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、第二号及び第三号に掲げる職員のうち、<u>再任用短時間勤務職員</u>で支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定めるものにあつては、当該各号に定める額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額とする。</p> <p>一 前項第一号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した<u>その者</u>の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「一箇月当たりの運賃等相当</p>

【第二条関係】

改正後	改正前
<p>額」という。)が七万円を超えるときは、支給単位期間につき、七万円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(当該職員が二以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、一箇月当たりの運賃等相当額の合計額が七万円を超えるときは、<u>当該職員</u>の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、七万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)</p> <p>二・三 (略)</p> <p>四 前項第三号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤した場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前三号に定める額(一箇月当たりの運賃等相当額及び前二号に定める額の合計額が七万円を超えるときは、<u>当該職員</u>の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、七万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第一号に定める額、第二号に定める額又は前号に定める額</p> <p>3～6 (略)</p> <p>第十七条～第十九条 (略)</p> <p>(時間外勤務手当)</p> <p>第二十条 (略)</p> <p>2 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u>が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が七時間四十五分に達す</p>	<p>額」という。)が七万円を超えるときは、支給単位期間につき、七万円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(<u>その者</u>が二以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、一箇月当たりの運賃等相当額の合計額が七万円を超えるときは、<u>その者</u>の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、七万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)</p> <p>二・三 (略)</p> <p>四 前項第三号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤した場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前三号に定める額(一箇月当たりの運賃等相当額及び前二号に定める額の合計額が七万円を超えるときは、<u>その者</u>の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、七万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第一号に定める額、第二号に定める額又は前号に定める額</p> <p>3～6 (略)</p> <p>第十七条～第十九条 (略)</p> <p>(時間外勤務手当)</p> <p>第二十条 (略)</p> <p>2 <u>再任用短時間勤務職員</u>が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が七時間四十五分に達す</p>

【第二条関係】

改正後	改正前
<p>るまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ百分の百二十五から百分の百五十までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは、「百分の百」とする。</p>	<p>るまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ百分の百二十五から百分の百五十までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは、「百分の百」とする。</p>
<p>3 (略)</p>	<p>3 (略)</p>
<p>4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間が一箇月について六十時間を超えた職員には、その六十時間を超えて勤務した全時間に対して、第一項 _____                  _____                  の規定にかかわらず、勤務一時間につき、第二十三条に規定する勤務一時間当たりの給与額に百分の百五十（その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百七十五）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p>	<p>4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間が一箇月について六十時間を超えた職員には、その六十時間を超えて勤務した全時間に対して、第一項 <u>（第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）</u>                  _____                  の規定にかかわらず、勤務一時間につき、第二十三条に規定する勤務一時間当たりの給与額に百分の百五十（その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百七十五）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p>
<p>5・6 (略)</p>	<p>5・6 (略)</p>
<p>第二十一条～第二十五条 (略)</p>	<p>第二十一条～第二十五条 (略)</p>
<p>(時間外勤務手当等に関する規定の適用除外)</p>	<p>(時間外勤務手当等に関する規定の適用除外)</p>
<p>第二十六条 (略)</p>	<p>第二十六条 (略)</p>
<p>2 <u>第四条及び第十条から第十二条までの規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。</u></p>	<p>2 <u>第十条 _____ から第十二条までの規定は、再任用職員 _____ には適用しない。</u></p>
<p>(期末手当)</p>	<p>(期末手当)</p>
<p>第二十七条 (略)</p>	<p>第二十七条 (略)</p>

【第二条関係】

改正後	改正前
<p>2 (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十」とあるのは「百分の六十七・五」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>第二十八条・第二十九条 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第三十条 勤勉手当は、六月一日及び十二月一日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前六箇月以内の期間における当該職員の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、当該任命権者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>一 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 再任用職員 _____ に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十」とあるのは「百分の六十七・五」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>第二十八条・第二十九条 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第三十条 勤勉手当は、六月一日及び十二月一日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者 _____ に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>一 前項の職員のうち再任用職員 _____ 以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき</p>

【第二条関係】

改正後	改正前
<p>扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の九十を乗じて得た額の総額</p> <p>二 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に百分の四十二・五を乗じて得た額の総額</p>	<p>扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の九十を乗じて得た額の総額</p> <p>二 前項の職員のうち再任用職員 _____ 当該再任用職員 _____ の勤勉手当基礎額に百分の四十二・五を乗じて得た額の総額</p>
<p>3～5 (略)</p>	<p>3～5 (略)</p>
<p>(寒冷地手当)</p> <p>第三十一条 寒冷地手当は、毎年十一月から翌年三月までの各月の初日（以下この条において「基準日」という。）において市内及び市内以外の国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）別表に掲げる地域（以下この条において「寒冷地」という。）に在勤する職員（定年前再任用短時間勤務職員及び規則で定める職員を除く。以下この条において同じ。）に対して支給する。</p>	<p>(寒冷地手当)</p> <p>第三十一条 寒冷地手当は、毎年十一月から翌年三月までの各月の初日（以下この条において「基準日」という。）において市内及び市内以外の国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）別表に掲げる地域（以下この条において「寒冷地」という。）に在勤する職員（再任用職員 _____ 及び規則で定める職員を除く。以下この条において同じ。）に対して支給する。</p>
<p>2～5 (略)</p>	<p>2～5 (略)</p>
<p>第三十二条～第三十七条 (略)</p>	<p>第三十二条～第三十七条 (略)</p>
<p>附 則</p> <p>1～17 (略)</p>	<p>附 則</p> <p>1～17 (略)</p>
<p>18 当分の間、職員の給料月額を、当該職員が六十歳に達した日後における最初の四月一日（以下「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該職員の属する職務の級及び当該職員の受ける号給に応じた額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の</p>	<p>(新設)</p>

【第二条関係】

改正後	改正前
<p><u>端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。)</u>とする。</p> <p>19 <u>前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。</u></p> <p>一 <u>臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員</u></p> <p>二 <u>青森市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年青森市条例第 号）第一条の規定による改正前の青森市職員の定年等に関する条例（平成十七年青森市条例第四十二号）第三条ただし書に規定する職員に相当する職員</u></p> <p>三 <u>青森市職員の定年等に関する条例（以下この項及び次項において「定年等条例」という。）第三条ただし書に規定する職員</u></p> <p>四 <u>定年等条例第四条第一項又は第二項の規定により勤務している職員（定年等条例第二条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）</u></p> <p>五 <u>定年等条例第九条第一項又は第二項の規定により同条第一項に規定する異動期間（同項又は同条第二項の規定により延長された期間を含む。）を延長された定年等条例第六条に規定する職を占める職員</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>20 <u>定年等条例第八条に規定する管理監督職以外の職への降任等をされた職員であつて、当該管理監督職以外の職への降任等をされた日（以下「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受け</u></p>	<p>(新設)</p>

【第二条関係】

改正後	改正前
<p><u>る職員のうち、特定日に附則第十八項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第十八項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。</u></p>	
<p><u>2 1 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。</u></p>	(新設)
<p><u>2 2 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第十八項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第二十項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前二項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。</u></p>	(新設)
<p><u>2 3 附則第二十項又は前項の規定による給</u></p>	(新設)

【第二条関係】

改正後	改正前
<p><u>料を支給される職員以外の附則第十八項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前三項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。</u></p>	
<p><u>24 附則第二十項又は前二項の規定による給料を支給される職員に対する第二十七条第五項（第三十条第四項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第二十七条第五項中「給料の月額」とあるのは、「給料の月額と附則第二十項、第二十二項又は第二十三項の規定による給料の額との合計額」とする。</u></p>	(新設)
<p><u>25 附則第十八項から前項までに定めるもののほか、附則第十八項の規定による給料月額、附則第二十項の規定による給料その他附則第十八項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p>	(新設)
<p><u>附 則</u>  <u>(施行期日)</u></p>	
<p><u>1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第三条中青森市職員の退職手当に関する条例第二条第二項の改正規定（「地方公務員法」の下に「（昭和二十五年法律第二百六十一号）」を加える部分を除く。）、同条例第十七条の改正規定並びに第二十二條第一項の改正規定（「第六項又は第八項」を「第七項又は第九項」に改める部分に限る。）及び同条第二項の改正規定並びに同条例附則第十四項の改正規定並びに次項、附則第三十七項及び附則第三</u></p>	

【第二条関係】

改正後	改正前
<p><u>十八項の規定は、公布の日から施行する。</u></p> <p><u>(定年による退職の特例に関する経過措置)</u></p> <p>6 <u>第二条の規定による改正後の青森市職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）附則第十八項から第二十五項までの規定は、改正法附則第三条第五項又は附則第三項の規定により勤務している職員には適用しない。</u></p> <p><u>(定年退職者等の再任用に関する経過措置)</u></p> <p>29 <u>附則第八項、第九項、第十三項又は第十四項の規定により採用された職員の給料月額は、当該職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される青森市職員の給与に関する条例第三条第一項の給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、当該職員の属する職務の級に応じた額とする。</u></p> <p>30 <u>育児短時間勤務をしている附則第八項、第九項、第十三項又は第十四項の規定により採用された職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、青森市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第二条第二項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。</u></p> <p>31 <u>附則第十六項、第十七項、第十九項又は第二十項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される青森市職員の給与に関する条例第三条第一項の給</u></p>	

【第二条関係】

改正後	改正前
<p><u>料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、第十一条の規定による改正後の青森市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（附則第三十五項において「新勤務時間条例」という。）第二条第三項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</u></p> <p><u>32 附則第八項、第九項、第十三項又は第十四項の規定により採用された職員及び暫定再任用短時間勤務職員（以下「暫定再任用職員」という。）は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第十三条第一項、第二十七条第三項及び第三十一条第一項並びに第十四条の規定による改正後の青森市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（附則第三十四項において「新企業職員給与条例」という。）第七条の規定を適用する。</u></p> <p><u>33 新給与条例第三十条第一項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第二項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第一号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員（青森市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年青森市条例第 号）附則第三十二項に規定する暫定再任用職員をいう。次号において同じ。））」と、同項第二号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。</u></p>	

【第二条関係】

改正後	改正前																																																																																																										
<p>34 <u>新給与条例第四条及び第十条から第十二条まで並びに新企業職員給与条例第五条、第六条、第十九条及び第二十条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。</u></p> <p>35 <u>暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第十六条第二項及び第二十条第二項並びに新勤務時間条例第二条第三項、第三条第一項ただし書及び第二項ただし書、第四条第二項、第十三条第一項並びに第十九条の規定を適用する。</u></p> <p><u>(規則への委任)</u></p> <p>39 <u>附則第三項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p>別表第一（第三条関係） 行政職給料表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職員の区分</th> <th rowspan="2">職務の級</th> <th>1</th><th>2</th><th>3</th><th>4</th><th>5</th><th>6</th><th>7</th><th>8</th><th>9</th> </tr> <tr> <th>級</th><th>級</th><th>級</th><th>級</th><th>級</th><th>級</th><th>級</th><th>級</th><th>級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>号給</td> <td>給料月額</td><td>給料月額</td><td>給料月額</td><td>給料月額</td><td>給料月額</td><td>給料月額</td><td>給料月額</td><td>給料月額</td><td>給料月額</td> </tr> <tr> <td>定年前再任用短時</td> <td></td> <td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	職員の区分	職務の級	1	2	3	4	5	6	7	8	9	級	級	級	級	級	級	級	級	級		号給	給料月額	定年前再任用短時		円	円	円	円	円	円	円	円	円			(略)	<p>別表第一（第三条関係） 行政職給料表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職員の区分</th> <th rowspan="2">職務の級</th> <th>1</th><th>2</th><th>3</th><th>4</th><th>5</th><th>6</th><th>7</th><th>8</th><th>9</th> </tr> <tr> <th>級</th><th>級</th><th>級</th><th>級</th><th>級</th><th>級</th><th>級</th><th>級</th><th>級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>号給</td> <td>給料月額</td><td>給料月額</td><td>給料月額</td><td>給料月額</td><td>給料月額</td><td>給料月額</td><td>給料月額</td><td>給料月額</td><td>給料月額</td> </tr> <tr> <td>再任用職員</td> <td></td> <td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	職員の区分	職務の級	1	2	3	4	5	6	7	8	9	級	級	級	級	級	級	級	級	級		号給	給料月額	再任用職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円			(略)																																
職員の区分			職務の級	1	2	3	4	5	6	7	8	9																																																																																															
	級	級		級	級	級	級	級	級	級																																																																																																	
	号給	給料月額																																																																																																									
定年前再任用短時		円	円	円	円	円	円	円	円	円																																																																																																	
		(略)																																																																																																									
職員の区分	職務の級	1	2	3	4	5	6	7	8	9																																																																																																	
		級	級	級	級	級	級	級	級	級																																																																																																	
	号給	給料月額																																																																																																									
再任用職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円																																																																																																	
		(略)																																																																																																									

【第二条関係】

改正後										改正前									
間勤務職員以外の職員										—									
	定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	再任用職員																
	円	円	円	円	円	円	円	円	円										
	1	2	2	2	2	3	3	3	4		1	2	2	2	2	3	3	3	4
	8	1	5	7	8	1	5	8	4		8	1	5	7	8	1	5	8	4
	7,	5,	5,	4,	9,	5,	6,	9,	1,		7,	5,	5,	4,	9,	5,	6,	9,	1,
	7	2	2	6	7	1	8	9	0		7	2	2	6	7	1	8	9	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
備考(略)										備考(略)									
別表第二(第三条関係)										別表第二(第三条関係)									

【第二条関係】

改正後							改正前								
公安職給料表							公安職給料表								
職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	再任用職員	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	再任用職員	再任用職員	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)
	再任用職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	再任用職員	再任用職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 24,500	円 25,300	円 25,700	円 28,600	円 30,500	円 31,900			円 24,500	円 25,300	円 25,700	円 28,600	円 30,500	円 31,900

【第二条関係】

改正後					改正前						
備考(略)					備考(略)						
別表第三(第三条関係)					別表第三(第三条関係)						
教育行政職給料表					教育行政職給料表						
イ 教育行政職給料表(一)					イ 教育行政職給料表(一)						
職 務 の 区 分	職 務 の 級	1級	2級	3級	4級	職 務 の 区 分	職 務 の 級	1級	2級	3級	4級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額		号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	再 任 用 職 員	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	再 任 用 職 員	再 任 用 職 員	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)
	再 任 用 職 員										
定 年 前 再 任 用 短 時 間	再 任 用 職 員	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	再 任 用 職 員	再 任 用 職 員	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
	再 任 用 職 員	円 234, 000	円 274, 300	円 331, 100	円 415, 200	再 任 用 職 員	再 任 用 職 員	円 234, 000	円 274, 300	円 331, 100	円 415, 200

【第二条関係】

改正後					改正前				
勤務職員									
備考（略）					備考（略）				
□ 教育行政職給料表（二）					□ 教育行政職給料表（二）				
職員 の 区 級 分 号 給	1級	2級	3級	4級	職員 の 区 級 分 号 給	1級	2級	3級	4級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務 職員 以外 の 職員	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	再任用 職員 以外 の 職員	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)
定年前 再任用 短	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	再任用 職員	225, 200	271, 100	324, 400	405, 200
	円	円	円	円					
	225, 200	271, 100	324, 400	405, 200		225, 200	271, 100	324, 400	405, 200

【第二条関係】

改正後					改正前						
時 間 勤 務 職 員											
備考（略） 別表第四（第三条関係） 医療職給料表 イ 医療職給料表（一）					備考（略） 別表第四（第三条関係） 医療職給料表 イ 医療職給料表（一）						
職 員 の 区 分	職 務 の 級 別	1級	2級	3級	4級	職 員 の 区 分	職 務 の 級 別	1級	2級	3級	4級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額		号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	円 （略）	円 （略）	円 （略）	円 （略）	再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	円 （略）	円 （略）	円 （略）	円 （略）
	定 年 前	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額		再 任 用				

【第二条関係】

改正後							改正前								
再任用短時間勤務職員	円	円	円	円	円	円	職員	円	円	円	円	円	円	円	
	296,200	338,600	393,000	466,000	296,200	338,600		393,000	466,000						
備考(略)							備考(略)								
□ 医療職給料表(二)							□ 医療職給料表(二)								
職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	円	円	円	円	円	円	再任用職員	円	円	円	円	円	円	円	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
定	基準	基準	基準	基準	基準	基準	再任用職員								

【第二条関係】

改正後							改正前									
年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員	給料	給料	給料	給料	給料	給料	任 用 職 員									
	月額	月額	月額	月額	月額	月額										
	円	円	円	円	円	円										
	18	21	24	25	28	32										
	8,7	5,3	3,5	6,9	2,1	2,8										
	00	00	00	00	00	00										
備考（略）							備考（略）									
ハ 医療職給料表（三）							ハ 医療職給料表（三）									
職 員 の 区 分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	職 員 の 区 分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	
	号給	給料	給料	給料	給料	給料	給料		号給	給料						
		月額	月額	月額	月額	月額	月額			月額						
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職		円	円	円	円	円	円	再 任 用 職 員 以 外 の 職		円	円	円	円	円	円	円
	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）		（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

【第二条関係】

改正後							改正前								
員 定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員		基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額									
		円	円	円	円	円									
		23 5,100	25 5,400	26 2,600	27 2,800	28 9,100	32 6,200								
備考(略)							備考(略)								
別表第五(第三条関係)(略)							別表第五(第三条関係)(略)								

## 【第三条関係】

## 青森市職員の退職手当に関する条例（平成十七年条例第五十七号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>第一条（略）</p> <p>（退職手当の支給）</p> <p>第二条 この条例の規定による退職手当は、前条に規定する職員のうち常時勤務に服することを要するもの（ _____ _____ _____以下「職員」という。）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。</p> <p>2 職員以外の者（<u>地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員を除く。</u>）のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が<u>十八日（一月間の日数（青森市の休日に関する条例（平成十七年青森市条例第二号）第一条第一項に規定する市の休日の日数は、算入しない。）が二十日に満たない場合にあっては、十八日から当該満たない日数を減じた日数。第十七条第二項において「職員みなし日数」という。）</u>以上ある月が引き続いて十二月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第五条中十一年以上二十五年未満の期間勤続した者の通勤による負傷若しくは病気（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第六条</p>	<p>第一条（略）</p> <p>（退職手当の支給）</p> <p>第二条 この条例の規定による退職手当は、前条に規定する職員のうち常時勤務に服することを要するもの（<u>地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八條の四第一項、第二十八條の五第一項又は第二十八條の六第一項若しくは第二項の規定により採用された者を除く。</u>以下「職員」という。）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。</p> <p>2 職員以外の者（<u>地方公務員法</u>_____第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員を除く。）のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が<u>十八日</u> _____ _____ _____ _____以上ある月が引き続いて十二月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第五条中十一年以上二十五年未満の期間勤続した者の通勤による負傷若しくは病気（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第六条</p>

【第三条関係】

改正後	改正前
<p>中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに二十五年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。)の規定を適用する。</p>	<p>中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに二十五年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。)の規定を適用する。</p>
<p>第二条の二～第四条 (略)</p>	<p>第二条の二～第四条 (略)</p>
<p>(十一年以上二十五年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)</p>	<p>(十一年以上二十五年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)</p>
<p>第五条 十一年以上二十五年未満の期間勤続して退職した者(地方公務員法第二十八条の六第一項の規定により退職した者(同法第二十八条の七第一項の期限又は同条第二項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。)若しくはこれに準ずる他の法令の規定により退職した者、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であって任命権者が市長の承認を得たものに限る。)又は二十五年未満の期間勤続し、勤務公署の移転により退職した者であって任命権者が市長の承認を得たものに対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額(以下「退職日給料月額」という。)に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。</p>	<p>第五条 十一年以上二十五年未満の期間勤続して退職した者(地方公務員法第二十八条の二第一項の規定により退職した者(同法第二十八条の三第一項の期限又は同条第二項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。)若しくはこれに準ずる他の法令の規定により退職した者、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であって任命権者が市長の承認を得たものに限る。)又は二十五年未満の期間勤続し、勤務公署の移転により退職した者であって任命権者が市長の承認を得たものに対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額(以下「退職日給料月額」という。)に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。</p>
<p>一～三 (略)</p>	<p>一～三 (略)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>(整理退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第六条 職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者であって任命権者が</p>	<p>(整理退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第六条 職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者であって任命権者が</p>

【第三条関係】

改正後	改正前
<p>市長の承認を得たもの、公務上の傷病又は死亡により退職した者又は二十五年以上勤続して退職した者（<u>地方公務員法第二十八条の六第一項の規定により退職した者</u>（同法第二十八条の七第一項の期限又は同条第二項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）若しくはこれに準ずる他の法令の規定により退職した者、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者若しくは勤務公署の移転により退職した者であって任命権者が市長の承認を得たものに限る。）に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>第六条の二 （略）</p> <p>（定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例）</p> <p>第七条 第六条第一項に規定する者（二十五年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者及び勤務公署の移転により退職した者であって任命権者が市長の承認を得たものを除く。）のうち、定年に達する日の属する年度の前年度の末日までに退職した者であって、その勤続期間が二十五年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から<u>十五年</u>を減じた年齢以上であるものに対する同項及び前条第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中</p>	<p>市長の承認を得たもの、公務上の傷病又は死亡により退職した者又は二十五年以上勤続して退職した者（<u>地方公務員法第二十八条の二第一項の規定により退職した者</u>（同法第二十八条の三第一項の期限又は同条第二項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）若しくはこれに準ずる他の法令の規定により退職した者、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者若しくは勤務公署の移転により退職した者であって任命権者が市長の承認を得たものに限る。）に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>第六条の二 （略）</p> <p>（定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例）</p> <p>第七条 第六条第一項に規定する者（二十五年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者及び勤務公署の移転により退職した者であって任命権者が市長の承認を得たものを除く。）のうち、定年に達する日の属する年度の前年度の末日までに退職した者であって、その勤続期間が二十五年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から<u>十年</u>を減じた年齢以上であるものに対する同項及び前条第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中</p>

【第三条関係】

改正後	改正前
<p>同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <p>表 (略)</p> <p>第八条～第十六条 (略)</p> <p>(失業者の退職手当)</p> <p>第十七条 勤続期間十二月以上（特定退職者（雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第二十三条第二項に規定する特定受給資格者に相当するものとして別に定めるものをいう。以下この条において同じ。）にあっては、六月以上）で退職した職員（<u>第六項又は第八項の規定に該当する者を除く。</u>）であって、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額に満たないものが、当該退職した職員を同法第十五条第一項に規定する受給資格者と、当該退職した職員の基準勤続期間の年月数を同法第二十二条第三項に規定する算定基礎期間の年月数と、当該退職の日を同法第二十条第一項第一号に規定する離職の日と、特定退職者を同法第二十三条第二項に規定する特定受給資格者とみなして同法第二十条第一項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間（当該期間内に妊娠、出産、育児その他別に定める理由により引き続き三十日以上職業に就くことができない者が、別に定めるところにより市長にその旨を申し出た場合には、当該理由により職業に就くことができない日数を加算するものとし、その加算された期間が四年を超えるときは、四年とする。第三項において「支給期間」という。）内に失業している場合において、第一号に規定する一般の退職手当等の額を第二号に規定</p>	<p>同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <p>表 (略)</p> <p>第八条～第十六条 (略)</p> <p>(失業者の退職手当)</p> <p>第十七条 勤続期間十二月以上（特定退職者（雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第二十三条第二項に規定する特定受給資格者に相当するものとして別に定めるものをいう。以下この条において同じ。）にあっては、六月以上）で退職した職員（<u>第五項又は第七項の規定に該当する者を除く。</u>）であって、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額に満たないものが、当該退職した職員を同法第十五条第一項に規定する受給資格者と、当該退職した職員の基準勤続期間の年月数を同法第二十二条第三項に規定する算定基礎期間の年月数と、当該退職の日を同法第二十条第一項第一号に規定する離職の日と、特定退職者を同法第二十三条第二項に規定する特定受給資格者とみなして同法第二十条第一項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間（当該期間内に妊娠、出産、育児その他別に定める理由により引き続き三十日以上職業に就くことができない者が、別に定めるところにより市長にその旨を申し出た場合には、当該理由により職業に就くことができない日数を加算するものとし、その加算された期間が四年を超えるときは、四年とする。第三項において「支給期間」という。）内に失業している場合において、第一号に規定</p>

【第三条関係】

改正後	改正前
<p>する基本手当の日額で除して得た数（一未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に等しい日数（以下「待期日数」という。）を超えて失業しているときは、第一号に規定する一般の退職手当等のほか、その超える部分の失業の日につき第二号に規定する基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、同号に規定する所定給付日数から待期日数を減じた日数分を超えては支給しない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となった日前に職員又は職員以外の者で職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づき市長が定めるところにより、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が職員みなし日数以上ある月が一月以上あるもの（季節的業務に四箇月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に四箇月以内の期間を定めて雇用されていた者にあつては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限る。）であつた者（以下この項において「職員等」という。）であつたことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当するすべての期間を除く。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>3 勤続期間十二月以上（特定退職者にあつ</p>	<p>する基本手当の日額で除して得た数（一未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に等しい日数（以下「待期日数」という。）を超えて失業しているときは、第一号に規定する一般の退職手当等のほか、その超える部分の失業の日につき第二号に規定する基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、同号に規定する所定給付日数から待期日数を減じた日数分を超えては支給しない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となった日前に職員又は職員以外の者で職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づき市長が定めるところにより、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が<u>十八日</u>以上ある月が一月以上あるもの（季節的業務に四箇月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に四箇月以内の期間を定めて雇用されていた者にあつては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限る。）であつた者（以下この項において「職員等」という。）であつたことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当するすべての期間を除く。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>3 勤続期間十二月以上（特定退職者にあつ</p>

【第三条関係】

改正後	改正前
<p>ては、六月以上）で退職した職員（<u>第七項又は第九項の規定に該当する者を除く。</u>）が支給期間内に失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、その失業の日につき第一項第二号の規定の例によりその者につき雇用保険法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、第一項第二号の規定の例によりその者につき雇用保険法の規定を適用した場合におけるその者に係る所定給付日数に相当する日数分を超えては支給しない。</p>	<p>ては、六月以上）で退職した職員（<u>第六項又は第八項の規定に該当する者を除く。</u>）が支給期間内に失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、その失業の日につき第一項第二号の規定の例によりその者につき雇用保険法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、第一項第二号の規定の例によりその者につき雇用保険法の規定を適用した場合におけるその者に係る所定給付日数に相当する日数分を超えては支給しない。</p>
<p>4 (略)</p>	<p>4 (略)</p>
<p>5 <u>第一項及び第三項の規定による退職手当の支給に係る退職の日後に事業（その実施期間が三十日未満のものその他規則で定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして規則で定める職員が、規則で定めるところにより、市長にその旨を申し出た場合には、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が四年から第一項及び前項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第一項及び前項の規定による期間に算入しない。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>6 勤続期間六月以上で退職した職員（<u>第八項の規定に該当する者を除く。</u>）であって、その者を雇用保険法第四条第一項に規定する被保険者とみなしたならば同法第三十七条の二第一項に規定する高年齢被保険者に該当するもののうち、第一号に掲げる額が</p>	<p>5 勤続期間六月以上で退職した職員（<u>第七項の規定に該当する者を除く。</u>）であって、その者を雇用保険法第四条第一項に規定する被保険者とみなしたならば同法第三十七条の二第一項に規定する高年齢被保険者に該当するもののうち、第一号に掲げる額が</p>

【第三条関係】

改正後	改正前
<p>第二号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、第二号に掲げる額から第一号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p><u>7</u> 勤続期間六月以上で退職した職員（<u>第九項</u>の規定に該当する者を除く。）であって、その者を雇用保険法第四条第一項に規定する被保険者とみなしたならば同法第三十七条の二第一項に規定する高年齢被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第二号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。</p> <p><u>8～11</u> (略)</p> <p><u>12</u> 第一項、第三項及び第六項から前項までに定めるもののほか、第一項又は第三項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 公共職業安定所、職業安定法<u>第四条第</u></p>	<p>第二号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、第二号に掲げる額から第一号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p><u>6</u> 勤続期間六月以上で退職した職員（<u>第八項</u>の規定に該当する者を除く。）であって、その者を雇用保険法第四条第一項に規定する被保険者とみなしたならば同法第三十七条の二第一項に規定する高年齢被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第二号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。</p> <p><u>7～10</u> (略)</p> <p><u>11</u> 第一項、第三項及び第五項から前項までに定めるもののほか、第一項又は第三項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 公共職業安定所、職業安定法<u>第四条第</u></p>

【第三条関係】

改正後	改正前
<p><u>九項</u>に規定する特定地方公共団体若しくは同法第十八条の二に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は市長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第五十八条第一項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第二項に規定する移転費の額に相当する金額</p> <p>六 (略)</p>	<p><u>八項</u>に規定する特定地方公共団体若しくは同法第十八条の二に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は市長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第五十八条第一項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第二項に規定する移転費の額に相当する金額</p> <p>六 (略)</p>
<p>1.3 (略)</p>	<p>1.2 (略)</p>
<p>1.4 <u>第十二項第三号</u>に掲げる退職手当の支給があったときは、<u>第一項、第三項又は第十二項の規定</u>の適用については、当該支給があった金額に相当する日数分の第一項又は第三項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。</p>	<p>1.3 <u>第十一項第三号</u>に掲げる退職手当の支給があったときは、<u>第一項、第三項又は第十一項の規定</u>の適用については、当該支給があった金額に相当する日数分の第一項又は第三項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。</p>
<p>1.5 <u>第十二項第四号</u>に掲げる退職手当の支給があったときは、<u>第一項、第三項又は第十二項の規定</u>の適用については、次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める日数分の第一項又は第三項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>1.4 <u>第十一項第四号</u>に掲げる退職手当の支給があったときは、<u>第一項、第三項又は第十一項の規定</u>の適用については、次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める日数分の第一項又は第三項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。</p> <p>一・二 (略)</p>
<p>1.6 <u>第十二項の規定は、第六項又は第七項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（第六項又は第七項の規定により退職手当の支給を受けた者であって、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して一年を経過していないものを含む。）及び第八項又は第九項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（第八項又は第九項の規定による退職手当の支給を受けた者であって、当該退職手当</u></p>	<p>1.5 <u>第十一項の規定は、第五項又は第六項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（第五項又は第六項の規定により退職手当の支給を受けた者であって、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して一年を経過していないものを含む。）及び第七項又は第八項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（第七項又は第八項の規定による退職手当の支給を受けた者であって、当該退職手当</u></p>

【第三条関係】

改正後	改正前
<p>の支給に係る退職の日の翌日から起算して六月を経過していないものを含む。)について準用する。この場合において、<u>第十二項</u>中「次の各号」とあるのは「第四号から第六号まで」と、「技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当」とあるのは「就業促進手当」と読み替えるものとする。</p> <p><u>17・18</u> (略)</p> <p>第十八条・第十九条 (略)</p> <p>(退職手当の支払の差止め)</p> <p>第二十条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。</p> <p>一 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)第六編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。</p> <p>二 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第一項又は第二項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第三号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に</p>	<p>の支給に係る退職の日の翌日から起算して六月を経過していないものを含む。)について準用する。この場合において、<u>第十一項</u>中「次の各号」とあるのは「第四号から第六号まで」と、「技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当」とあるのは「就業促進手当」と読み替えるものとする。</p> <p><u>16・17</u> (略)</p> <p>第十八条・第十九条 (略)</p> <p>(退職手当の支払の差止め)</p> <p>第二十条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。</p> <p>一 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)第六編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。</p> <p>二 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第一項又は第二項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第三号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に</p>

## 【第三条関係】

改正後	改正前
<p>係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第一項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から六月を経過した場合</p> <p>三 (略)</p> <p>6～10 (略)</p> <p>(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)</p> <p>第二十一条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第一号又は第二号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第十九条第一項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>一 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合）にあつては、基</p>	<p>係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第一項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から六月を経過した場合</p> <p>三 (略)</p> <p>6～10 (略)</p> <p>(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)</p> <p>第二十一条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第一号又は第二号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第十九条第一項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>一 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合）にあつては、基</p>

【第三条関係】

改正後	改正前
<p>礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。) に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。</p> <p>二 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第二十九条第三項の規定による懲戒免職処分（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分</u>」という。）を受けたとき。</p> <p>三 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（<u>定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分</u>の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けべき行為をしたと認めたととき。</p> <p>2～6 （略）</p> <p>（退職をした者の退職手当の返納）</p> <p>第二十二條 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第十九条第一項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第十七条第三項、第七項又は第九項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第二十二條の三において「失業手当受給可能者」という。）であった場合にあつては、これらの規定により算出される金額（次条及び第二十二條の三に</p>	<p>礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。) に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。</p> <p>二 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第二十九条第三項の規定による懲戒免職処分（以下「<u>再任用職員に対する免職処分</u>」という。）を受けたとき。</p> <p>三 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（<u>再任用職員に対する免職処分</u>の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けべき行為をしたと認めたととき。</p> <p>2～6 （略）</p> <p>（退職をした者の退職手当の返納）</p> <p>第二十二條 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第十九条第一項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第十七条第三項、第六項又は第八項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第二十二條の三において「失業手当受給可能者」という。）であった場合にあつては、これらの規定により算出される金額（次条及び第二十二條の三に</p>

【第三条関係】

改正後	改正前
<p>において「失業者退職手当額」という。)を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>一 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。</p> <p>二 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し<u>定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分</u>を受けたとき。</p> <p>三 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（<u>定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分</u>の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、当該退職をした者が第十七条第一項、<u>第六項又は第八項</u>の規定による退職手当の額の支払を受けている場合（受けることができる場合を含む。）における当該退職に係る一般の退職手当等については、当該退職に係る退職手当管理機関は、前項の規定による処分を行うことができない。</p> <p>3～6 (略)</p> <p>第二十二條の二 (略)</p> <p>(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)</p> <p>第二十二條の三 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>において「失業者退職手当額」という。)を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>一 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。</p> <p>二 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し<u>再任用職員に対する免職処分</u>を受けたとき。</p> <p>三 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（<u>再任用職員に対する免職処分</u>の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、当該退職をした者が第十七条第一項、<u>第五項又は第七項</u>の規定による退職手当の額の支払を受けている場合（受けることができる場合を含む。）における当該退職に係る一般の退職手当等については、当該退職に係る退職手当管理機関は、前項の規定による処分を行うことができない。</p> <p>3～6 (略)</p> <p>第二十二條の二 (略)</p> <p>(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)</p> <p>第二十二條の三 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

【第三条関係】

改正後	改正前
<p>4 退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第二十二条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>5 退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中の行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けた場合において、第二十二条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p>	<p>4 退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第二十二条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>5 退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分 _____ を受けた場合において、第二十二条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し再任用職員に対する免職処分 _____ を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p>

【第三条関係】

改正後	改正前
6～8 (略)	6～8 (略)
第二十二條の四～第二十五條 (略)	第二十二條の四～第二十五條 (略)
<p style="text-align: center;">附 則</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p>
1～6 (略)	1～6 (略)
<p>7 当分の間、三十五年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、<u>第四条から第七条まで及び附則第十六項から第二十三項までの規定により計算した額にそれぞれ百分の八十三・七を乗じて得た額とする。</u>この場合において、第十条の五第一項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第七項」とする。</p>	<p>7 当分の間、三十五年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、<u>第四条から第七条まで</u>_____の規定により計算した額にそれぞれ百分の八十三・七を乗じて得た額とする。この場合において、第十条の五第一項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第七項」とする。</p>
<p>8 当分の間、三十六年以上四十二年以下の期間勤続して退職した者で第四条第一項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、<u>同項又は第六条の二及び附則第十九項の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。</u></p>	<p>8 当分の間、三十六年以上四十二年以下の期間勤続して退職した者で第四条第一項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、<u>同項又は第六条の二</u>_____の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。</p>
<p>9 当分の間、三十五年を超える期間勤続して退職した者で<u>第六条又は附則第十七項の規定に該当する退職をしたもの</u>に対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を三十五年として附則第七項の規定の例により計算して得られる額とする。</p>	<p>9 当分の間、三十五年を超える期間勤続して退職した者で<u>第六条</u>_____の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を三十五年として附則第七項の規定の例により計算して得られる額とする。</p>
10～13 (略)	10～13 (略)
<p>14 <u>令和七年三月三十一日以前に退職した職員に対する第十七条第十項の規定の適用については、同項中「第二十八条まで」とあるのは「第二十八条まで及び附則第五</u></p>	<p>14 <u>令和四年三月三十一日以前に退職した職員に対する第十七条第十項</u>_____の規定の適用については、同項中「第二十八条まで」とあるのは「第二十八条まで及び附則第五</p>

【第三条関係】

改正後	改正前
<p>条」と、同項第二号中「ロ 雇用保険法第二十二條第二項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第二十四條の二第一項第二号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四條第四項に規定する職業指導を行うことが適當であると認めたもの」とあるのは「</p> <p>ロ 雇用保険法第二十二條第二項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第二十四條の二第一項第二号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四條第四項に規定する職業指導を行うことが適當であると認めたもの</p> <p>ハ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第五條第一項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第二十四條の二第一項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四條第四項に規定する職業指導を行うことが適當であると認めたもの（イに掲げる者を除く。）</p> <p>」とする。</p> <p>15 (略)</p> <p>16 <u>当分の間、第五條第一項の規定は、十一年以上二十五年未満の期間勤続した者であつて、六十歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同條の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基</u></p>	<p>条」と、同項第二号中「ロ 雇用保険法第二十二條第二項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第二十四條の二第一項第二号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四條第四項に規定する職業指導を行うことが適當であると認めたもの」とあるのは「</p> <p>ロ 雇用保険法第二十二條第二項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第二十四條の二第一項第二号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四條第四項に規定する職業指導を行うことが適當であると認めたもの</p> <p>ハ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第五條第一項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第二十四條の二第一項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四條第四項に規定する職業指導を行うことが適當であると認めたもの（イに掲げる者を除く。）</p> <p>」とする。</p> <p>15 (略)</p> <p>(新設)</p>

【第三条関係】

改正後	改正前
<p><u>本額について準用する。この場合における第四条の規定の適用については、同条第一項中「又は第六条」とあるのは、「、第六条又は附則第十六項」とする。</u></p>	
<p><u>17 当分の間、第六条第一項の規定は、二十五年以上の期間勤続した者であって、六十歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同条の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第四条の規定の適用については、同条第一項中「又は第六条」とあるのは、「、第六条又は附則第十七項」とする。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>18 前二項の規定は、次に掲げる職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。</u></p> <p><u>一 青森市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年青森市条例第 号。附則第二十一項において「令和四年改正条例」という。）第一条の規定による改正前の青森市職員の定年等に関する条例（平成十七年青森市条例第四十二号）第三条ただし書に規定する職員に相当する職員</u></p> <p><u>二 青森市職員の定年等に関する条例第三条ただし書に規定する職員</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>19 青森市職員の給与に関する条例附則第十八項の規定による職員の給料月額の設定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>20 当分の間、二十五年以上勤続し、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職</u></p>	<p>(新設)</p>

【第三条関係】

改正後	改正前
<p><u>した者であって任命権者が市長の承認を得たものに対する第七条及び第十条の三の規定の適用については、第七条中「定年に」とあるのは「定年（青森市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年青森市条例第 号）第一条の規定による改正前の青森市職員の定年等に関する条例第三条ただし書に規定する職員に相当する職員にあつては六十五歳とし、その他の職員にあつては六十歳とする。）に」と、同条の表第六条第一項の項、第六条の二第一項第一号の項及び第六条の二第一項第二号の項並びに第十条の三の表第十条の項、第十条の二第一号の項及び第十条の二第二号の項中「定年」とあるのは「定年（青森市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年青森市条例第 号）第一条の規定による改正前の青森市職員の定年等に関する条例第三条ただし書に規定する職員に相当する職員にあつては六十五歳とし、その他の職員にあつては六十歳とする。）」とする。</u></p> <p><u>21 当分の間、第六条第一項に規定する者（二十五年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者及び勤務公署の移転により退職した者であって任命権者が市長の承認を得たものを除く。）に対する第七条の規定の適用については、同条中「十五年を」とあるのは「十年を」とするほか、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、同条の表以外の部分中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあるのはそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>令和四年改正条例第一条の規定による改正前の青森市職員の定年等に関</u></p>	<p>六 十</p>

【第三条関係】

改正後		改正前
<p><u>する条例第三条ただし書に規定する職員に相当する職員</u></p>	<p>五 歳</p>	
<p><u>令和四年改正条例第一条の規定による改正前の青森市職員の定年等に関する条例第三条ただし書に規定する職員に相当する職員以外の者</u></p>	<p>六 十 歳</p>	
<p>22 <u>当分の間、職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生ずることにより退職した者であって任命権者が市長の承認を得たもの及び公務上の傷病又は死亡により退職した者のうち、前項の表の上欄に掲げる者が、それぞれ同表の下欄に掲げる年齢に達する日の属する年度の前年度の末日までに退職したときにおける第七条及び第十条の三の規定の適用については、第七条の表第六条第一項の項、第六条の二第一項第一号の項及び第六条の二第一項第二号の項並びに第十条の三の表第十条の項、第十条の二第一号の項及び第十条の二第二号の項中「百分の二」とあるのは、「附則第二十一項の表の上欄に掲げる者の区分ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる年齢と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数に百分の二を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。</u></p>		<p>(新設)</p>
<p>23 <u>当分の間、職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生ずることにより退職した者であって任命権者が市長の承認を得たもの及び公務上の傷病又は死亡により退職した者のうち、附則第二十一項の表の上欄に掲げる者が、それぞれ</u></p>		<p>(新設)</p>

## 【第三条関係】

改正後	改正前
<p><u>同表の下欄に掲げる年齢に達する日の属する年度の初日以後に退職したときにおける第七条及び第十条の三の規定の適用については、第七条の表第六条第一項の項、第六条の二第一項第一号の項及び第六条の二第一項第二号の項並びに第十条の三の表第十条の項、第十条の二第一号の項及び第十条の二第二号の項中「百分の二」とあるのは、「百分の二を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。</u></p> <p><u>附 則</u> <u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第三条中青森市職員の退職手当に関する条例第二条第二項の改正規定（「地方公務員法」の下に「（昭和二十五年法律第二百六十一号）」を加える部分を除く。）、同条例第十七条の改正規定並びに第二十二条第一項の改正規定（「第六項又は第八項」を「第七項又は第九項」に改める部分に限る。）及び同条第二項の改正規定並びに同条例附則第十四項の改正規定並びに次項、附則第三十七項及び附則第三十八項の規定は、公布の日から施行する。</u></p> <p><u>(定年退職者等の再任用に関する経過措置)</u></p> <p><u>36 暫定再任用職員に対する第三条の規定による改正後の青森市職員の退職手当に関する条例（次項及び附則第三十八項において「新退職手当条例」という。）第二条第一項の規定の適用については、同項中「以下」とあるのは、「青森市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例</u></p>	

【第三条関係】

改正後	改正前
<p><u>(令和四年青森市条例第 号) 附則第三十二項に規定する暫定再任用職員を除く。以下」とする。</u></p> <p><u>(非常勤職員及び失業者の退職手当に関する経過措置)</u></p> <p><u>37 新退職手当条例第二条第二項及び第十七条第二項の規定は、令和四年十月一日以後の期間における退職手当の支給の基礎となる勤続期間の計算について適用し、同日前の期間における退職手当の支給の基礎となる勤続期間の計算については、なお従前の例による。</u></p> <p><u>38 新退職手当条例第十七条第五項の規定は、令和四年七月一日以後に同項に規定する事業を開始した職員又は同項に規定する規則で定める職員に該当するに至った者について適用する。</u></p> <p><u>(規則への委任)</u></p> <p><u>39 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p>	

【第四条関係】

青森市常勤の特別職の職員の退職手当に関する条例  
 (平成十七年条例第五十六号) 新旧対照表

改正後	改正前
<p>附 則                      (施行期日)                      〓 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>附 則                      (施行期日)                      1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第三条中青森市職員の退職手当に関する条例第二条第二項の改正規定(「<u>地方公務員法</u>」の下に「(昭和二十五年法律第二百六十一号)」を加える部分を<u>除く。</u>)、同条例第十七条の改正規定並びに第二十二條第一項の改正規定(「<u>第六項又は第八項</u>」を「<u>第七項又は第九項</u>」に改める部分に限る。)及び同条例第二項の改正規定並びに同条例附則第十四項の改正規定</p>	<p>附 則                      (施行期日)                      1 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。</p> <p>(退職手当の額の特例)                      2 平成十八年四月一日以後に第三条各号(第四号を除く。)に掲げる者に退職手当を支給する場合における同条の規定の適用については、当分の間、同条第一号中「<u>百分の五十二</u>」とあるのは「<u>百分の二十六</u>」と、同条第二号中「<u>百分の三十</u>」とあるのは「<u>百分の十五</u>」と、同条第三号及び第五号中「<u>百分の十八</u>」とあるのは「<u>百分の九</u>」とする。</p> <p>3 平成二十七年四月一日以後に第三条第四号に掲げる者に退職手当を支給する場合における同条の規定の適用については、当分の間、同条第四号中「<u>百分の十八</u>」とあるのは「<u>百分の九</u>」とする。</p>

【第四条関係】

改正後	改正前
<u>並びに次項、附則第三十七項及び附則第三十八項の規定は、公布の日から施行する。</u>	

【第五条関係】

青森市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例  
 (平成十七年条例第二百四十号) 新旧対照表

改正後	改正前
<p>第一条・第二条 (略)</p> <p>(報告事項)</p> <p>第三条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第二十二條の二第一項第二号に掲げる職員及び同法第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>一～十一 (略)</p> <p>第四条～第六条 (略)</p> <p>附 則  <u>(施行期日)</u></p> <p>1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、<u>第三条中青森市職員の退職手当に関する条例第二条第二項の改正規定(「地方公務員法」の下に「(昭和二十五年法律第二百六十一号)」を加える部分を除く。)</u>、<u>同条例第十七条の改正規定並びに第二十二條第一項の改正規定(「第六項又は第八項」を「第七項又は第九項」に改める部分に限る。)</u>及び<u>同条第二項の改正規定並びに同条例附則第十四項の改正規定並びに次項、附則第三十七項及び附則第三十八項の規定は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>第一条・第二条 (略)</p> <p>(報告事項)</p> <p>第三条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第二十二條の二第一項第二号に掲げる職員及び同法第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>一～十一 (略)</p> <p>第四条～第六条 (略)</p>

## 【第六条関係】

## 青森市職員定数条例（平成十七年条例第三十四号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第一条 この条例で「職員」とは、市長、公営企業、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会の事務部局の職員並びに学校職員並びに青森地域広域事務組合に派遣している職員で常時勤務する一般職の地方公務員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員、同法第二十二條の三第四項の規定による臨時的任用をされた職員及び同法第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）をいう。</p> <p>第二条 （略）</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第三条中青森市職員の退職手当に関する条例第二条第二項の改正規定（「地方公務員法」の下に「（昭和二十五年法律第二百六十一号）」を加える部分を除く。）、同条例第十七条の改正規定並びに第二十二條第一項の改正規定（「第六項又は第八項」を「第七項又は第九項」に改める部分に限る。）及び同條第二項の改正規定並びに同條例附則第十四項の改正規定並びに次項、附則第三十七項及び附則第三十八項の規定は、公布の日から施行する。</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 この条例で「職員」とは、市長、公営企業、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会の事務部局の職員並びに学校職員並びに青森地域広域事務組合に派遣している職員で常時勤務する一般職の地方公務員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員、同法第二十二條の三第四項の規定による臨時的任用をされた職員及び同法第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）をいう。</p> <p>第二条 （略）</p>

## 【第七条関係】

## 青森市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例

## (平成十七年条例第三十七号) 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第一条 この条例は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十八条第三項及び第四項の規定に基づき、<u>職員</u>の意に反する降任、免職、<u>休職及び降給</u>の手続及び効果並びに失職の特例に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(降任、免職、<u>休職及び降給</u>の手続)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>第三条～第五条 (略)</p> <p>第六条 <u>職員</u>の意に反する降任、<u>免職、休職又は降給</u>の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。</p> <p>2 任命権者は、前項の処分（<u>法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等に伴う降給を除く。</u>）を行ったときは、法第四十九条に規定する説明書写二通を速やかに青森県人事委員会に提示しなければならない。ただし、地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第十五条に規定する企業職員及び法第五十七条に規定する単純な労務に雇用される職員に関しては、この限りでない。</p> <p>第七条～第十二条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1・2 (略)</p>	<p>(目的)</p> <p>第一条 この条例は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十八条第三項及び第四項の規定に基づき、<u>職員</u>の意に反する降任、免職<u>及び休職</u>の手続及び効果並びに失職の特例に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(降任、免職<u>及び休職</u>の手続)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>第三条～第五条 (略)</p> <p>第六条 <u>職員</u>の意に反する降任若しくは免職<u>又は休職</u>の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。</p> <p>2 任命権者は、前項の処分_____を行つたときは、法第四十九条に規定する説明書写二通を速やかに青森県人事委員会に提示しなければならない。ただし、地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第十五条に規定する企業職員及び法第五十七条に規定する単純な労務に雇用される職員に関しては、この限りでない。</p> <p>第七条～第十二条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1・2 (略)</p>

【第七条関係】

改正後	改正前
<p>3 <u>第六条第一項の規定は、青森市職員の給与に関する条例（平成十七年青森市条例第五十三号）附則第十八項及び青森市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成十七年青森市条例第二百二十号）附則第三項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、これらの規定の適用を受ける職員には、これらの規定の適用により給料月額又は給料の額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。</u></p> <p><u>附 則</u>  <u>（施行期日）</u></p> <p>1 <u>この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第三条中青森市職員の退職手当に関する条例第二条第二項の改正規定（「地方公務員法」の下に「（昭和二十五年法律第二百六十一号）」を加える部分を除く。）、同条例第十七条の改正規定並びに第二十二條第一項の改正規定（「第六項又は第八項」を「第七項又は第九項」に改める部分に限る。）及び同条第二項の改正規定並びに同条例附則第十四項の改正規定並びに次項、附則第三十七項及び附則第三十八項の規定は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>（新設）</p>

【第八条関係】

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例  
 (平成十七年条例第三十八号) 新旧対照表

改正後	改正前
<p>第一条 (略)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 青森市職員の定年等に関する条例(平成十七年青森市条例第四十二号)第四条第一項の規定により引き続き勤務させることとされ、又は同条第二項の規定により期限を延長することとされている職員</p> <p>五 青森市職員の定年等に関する条例<u>第九条第一項から第四項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)</u>を延長された同条例<u>第六条に規定する職を占める職員</u></p> <p>六 (略)</p> <p>第三条～第十条 (略)</p> <p>附 則                      (施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第三条中青森市職員の退職手当に関する条例第二条第二項の改正規定(「<u>地方公務員法</u>」の下に「(昭和二十五年法律第二百六十一号)」を加える部分を除く。)、同条例第十七条の改正規定並びに第二十二條第一項の改正規定(「<u>第六項又は第八項</u>」を「<u>第七項又は第九項</u>」に改める部分に限る。)及び同条第二項の改正規定並びに同条例附則第十四項の改正規定並びに次項、附則第三十七項及び附則第三</p>	<p>第一条 (略)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 青森市職員の定年等に関する条例(平成十七年青森市条例第四十二号)第四条第一項の規定により引き続き勤務させることとされ、又は同条第二項の規定により期限を延長することとされている職員</p> <p>(新設)</p> <p>五 (略)</p> <p>第三条～第十条 (略)</p>

【第八条関係】

改正後	改正前
<u>十八項の規定は、公布の日から施行する。</u>	

【第九条関係】

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例  
 (平成十七年条例第三十九号) 新旧対照表

改正後	改正前
<p>第一条 (略)</p>	<p>第一条 (略)</p>
<p>第二条 (略)</p>	<p>第二条 (略)</p>
<p>2 法第二条第一項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 青森市職員の定年等に関する条例(平成十七年青森市条例第四十二号。以下「定年条例」という。)第四条第一項の規定により引き続き勤務させることとされ、又は同条第二項の規定により期限を延長することとされている職員</p> <p><u>五 定年条例第九条第一項から第四項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。第十一条第五号において同じ。)を延長された定年条例第六条に規定する職を占める職員</u></p> <p>六 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>2 法第二条第一項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 青森市職員の定年等に関する条例(平成十七年青森市条例第四十二号。以下「定年条例」という。)第四条第一項の規定により引き続き勤務させることとされ、又は同条第二項の規定により期限を延長することとされている職員 (新設)</p> <p>五 (略)</p> <p>3 (略)</p>
<p>第三条～第十条 (略)</p> <p>(法第十条第一項に規定する条例で定める職員)</p> <p>第十一条 法第十条第一項で定める条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 定年条例第四条第一項の規定により引き続き勤務させることとされ、又は同条第二項の規定により期限を延長することとされている職員</p>	<p>第三条～第十条 (略)</p> <p>(法第十条第一項に規定する条例で定める職員)</p> <p>第十一条 法第十条第一項で定める条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 定年条例第四条第一項の規定により引き続き勤務させることとされ、又は同条第二項の規定により期限を延長することとされている職員</p>

【第九条関係】

改正後	改正前
<p><u>五 定年条例第九条第一項から第四項までの規定により異動期間を延長された定年条例第六条に規定する職を占める職員</u></p> <p>六 (略)</p> <p>第十二条～第十九条 (略)</p> <p>附 則  <u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第三条中青森市職員の退職手当に関する条例第二条第二項の改正規定（「地方公務員法」の下に「（昭和二十五年法律第二百六十一号）」を加える部分を除く。）</u>、<u>同条例第十七条の改正規定並びに第二十二條第一項の改正規定（「第六項又は第八項」を「第七項又は第九項」に改める部分に限る。）</u>及び同条第二項の改正規定並びに同条例附則第十四項の改正規定並びに次項、附則第三十七項及び附則第三十八項の規定は、公布の日から施行する。</p>	<p>(新設)</p> <p>五 (略)</p> <p>第十二条～第十九条 (略)</p>



【第十一条関係】

青森市職員の勤務時間、休暇等に関する条例

(平成十七年条例第四十七号) 新旧対照表

改正後	改正前
<p>第一条 (略)</p> <p>(一週間の勤務時間)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>地方公務員法第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項の規定により採用された職員</u> (以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。)の勤務時間は、第一項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、四週間を超えない期間につき一週間当たり十五時間三十分から三十一時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4 (略)</p> <p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第三条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員については、必要に応じ、当該育児短時間勤務の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの五日間において週休日を設けるものとし、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの五日間において週休日を設けることができる。</p> <p>2 任命権者は、月曜日から金曜日までの五日間において、一日につき七時間四十五分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、</p>	<p>第一条 (略)</p> <p>(一週間の勤務時間)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>地方公務員法第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員</u> (以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。)の勤務時間は、第一項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、四週間を超えない期間につき一週間当たり十五時間三十分から三十一時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4 (略)</p> <p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第三条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員については、必要に応じ、当該育児短時間勤務の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの五日間において週休日を設けるものとし、<u>再任用短時間勤務職員</u>については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの五日間において週休日を設けることができる。</p> <p>2 任命権者は、月曜日から金曜日までの五日間において、一日につき七時間四十五分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、</p>

【第十一条関係】

改正後	改正前
<p>育児短時間勤務職員については、一週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務の内容に従い一日につき七時間四十五分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>については、一週間ごとの期間について、一日につき七時間四十五分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。</p> <p>第四条（略）</p> <p>2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則で定めるところにより、四週間ごとの期間につき八日の週休日（育児短時間勤務職員にあっては八日以上で当該育児短時間勤務の内容に従った週休日、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>にあっては八日以上）の週休日（<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>にあっては八日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、規則で定めるところにより、四週間を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員にあっては、四週間を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合で当該育児短時間勤務の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。</p> <p>第五条～第十二条（略）</p> <p>（年次有給休暇）</p> <p>第十三条 年次有給休暇は、一年度ごとにお</p>	<p>育児短時間勤務職員については、一週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務の内容に従い一日につき七時間四十五分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、<u>再任用短時間勤務職員</u>については、一週間ごとの期間について、一日につき七時間四十五分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。</p> <p>第四条（略）</p> <p>2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則で定めるところにより、四週間ごとの期間につき八日の週休日（育児短時間勤務職員にあっては八日以上で当該育児短時間勤務の内容に従った週休日、<u>再任用短時間勤務職員</u>にあっては八日以上）の週休日（<u>再任用短時間勤務職員</u>にあっては八日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、規則で定めるところにより、四週間を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員にあっては、四週間を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合で当該育児短時間勤務の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。</p> <p>第五条～第十二条（略）</p> <p>（年次有給休暇）</p> <p>第十三条 年次有給休暇は、一年度ごとにお</p>

【第十一条関係】

改正後	改正前
<p>ける休暇とし、その日数は、一年度において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。</p> <p>一 次号及び第三号に掲げる職員以外の職員 二十日（育児短時間勤務職員及び<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>にあつては、その者の勤務時間等を考慮し二十日を超えない範囲内で規則で定める日数）</p> <p>二・三 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>第十四条～第十八条 （略）</p> <p>（非常勤職員の勤務時間、休暇等）</p> <p>第十九条 非常勤職員（<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>を除く。）の勤務時間、休暇等については、第二条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、市長が別に定める基準に従い、任命権者が定める。</p> <p>第二十条 （略）</p> <p>附 則                      （施行期日）</p> <p>1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、<u>第三条中青森市職員の退職手当に関する条例第二条第二項の改正規定（「地方公務員法」の下に「（昭和二十五年法律第二百六十一号）」を加える部分を除く。）</u>、<u>同条例第十七条の改正規定並びに第二十二條第一項の改正規定（「第六項又は第八項」を「第七項又は第九項」に改める部分に限る。）</u>及び<u>同条第二項の改正規定並びに同条例附則第十四項の改正規定</u></p>	<p>ける休暇とし、その日数は、一年度において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。</p> <p>一 次号及び第三号に掲げる職員以外の職員 二十日（育児短時間勤務職員及び<u>再任用短時間勤務職員</u>）にあつては、その者の勤務時間等を考慮し二十日を超えない範囲内で規則で定める日数）</p> <p>二・三 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>第十四条～第十八条 （略）</p> <p>（非常勤職員の勤務時間、休暇等）</p> <p>第十九条 非常勤職員（<u>再任用短時間勤務職員</u>を除く。）の勤務時間、休暇等については、第二条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、市長が別に定める基準に従い、任命権者が定める。</p> <p>第二十条 （略）</p>

## 【第十一条関係】

改正後	改正前
<p><u>並びに次項、附則第三十七項及び附則第三十八項の規定は、公布の日から施行する。</u></p> <p><u>(定年退職者等の再任用に関する経過措置)</u></p> <p><u>35 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第十六条第二項及び第二十条第二項並びに新勤務時間条例第二条第三項、第三条第一項ただし書及び第二項ただし書、第四条第二項、第十三条第一項並びに第十九条の規定を適用する。</u></p> <p><u>(規則への委任)</u></p> <p><u>39 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p>	

【第十二条関係】

青森市職員の育児休業等に関する条例

(平成十七年条例第四十八号) 新旧対照表

改正後	改正前
<p>第一条 (略)</p> <p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第二条 育児休業法第二条第一項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(削除)</p> <p>二 青森市職員の定年等に関する条例(平成十七年青森市条例第四十二号)第四条第一項又は第二項の規定により引き続き勤務している職員</p> <p>二 <u>青森市職員の定年等に関する条例第九条第一項から第四項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。第九条第二号において同じ。)を延長された同条例第六条に規定する職を占める職員</u></p> <p>三・四 (略)</p>	<p>第一条 (略)</p> <p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第二条 育児休業法第二条第一項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一 <u>地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の四第一項又は第二十八条の六第一項の規定により採用された職員</u></p> <p>二 青森市職員の定年等に関する条例(平成十七年青森市条例第四十二号)第四条第一項又は第二項の規定により引き続き勤務している職員</p> <p>(新規)</p> <p>三・四 (略)</p>
<p>第二条の二～第八条 (略)</p> <p>(育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p>第九条 育児休業法第十条第一項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(削除)</p> <p>二 青森市職員の定年等に関する条例第四条第一項又は第二項の規定により引き続き勤務している職員</p>	<p>第二条の二～第八条 (略)</p> <p>(育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p>第九条 育児休業法第十条第一項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一 <u>地方公務員法第二十八条の四第一項又は第二十八条の六第一項の規定により採用された職員</u></p> <p>二 青森市職員の定年等に関する条例第四条第一項又は第二項の規定により引き続き勤務している職員</p>

【第十二条関係】

改正後			改正前		
<p>二 <u>青森市職員の定年等に関する条例第九</u> <u>条第一項から第四項までの規定により異</u> <u>動期間を延長された同条例第六条に規定</u> <u>する職を占める職員</u></p> <p>三 (略)</p> <p>第十条～第十六条 (略)</p> <p>(育児短時間勤務職員についての青森市職員の給与に関する条例の特例)</p> <p>第十七条 育児短時間勤務職員についての青森市職員の給与に関する条例の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>			<p>(新規)</p> <p>三 (略)</p> <p>第十条～第十六条 (略)</p> <p>(育児短時間勤務職員についての青森市職員の給与に関する条例の特例)</p> <p>第十七条 育児短時間勤務職員についての青森市職員の給与に関する条例の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第十六条第二項	定年前再任用短時間勤務職員	地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員(以下「育児短時間勤務職員」という。)	第十六条第二項	再任用短時間勤務職員	地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員(以下「育児短時間勤務職員」という。)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<p>(育児短時間勤務職員についての青森市職員の特殊勤務手当に関する条例の特例)</p> <p>第十八条 育児短時間勤務職員についての青森市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成十七年青森市条例第五十四号)の規定の</p>			<p>(育児短時間勤務職員についての青森市職員の特殊勤務手当に関する条例の特例)</p> <p>第十八条 育児短時間勤務職員についての青森市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成十七年青森市条例第五十四号)の規定の</p>		

【第十二条関係】

改正後			改正前		
適用については、次の表の上欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。			適用については、次の表の上欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。		
第九条第三項	地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「 <u>短時間勤務職員</u> 」という。）	地方公務員の育児休業に関する法律（平成三年法律第十條第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員（以下「 <u>育児短時間勤務職員</u> 」という。）	第九条第三項	地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「 <u>再任用短時間勤務職員</u> 」という。）	地方公務員の育児休業に関する法律（平成三年法律第十條第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員（以下「 <u>育児短時間勤務職員</u> 」という。）
	(略)	(略)		(略)	(略)
第十八条第三項、第二十四條第三項、第三十八條第三項及び第四十一條第三項	<u>短時間勤務職員</u> (略)	育児短時間勤務職員 (略)	第十八条第三項、第二十四條第三項、第三十八條第三項及び第四十一條第三項	<u>再任用短時間勤務職員</u> (略)	育児短時間勤務職員 (略)
第四十五條第四項	<u>短時間勤務職員</u>	育児短時間勤務職員	第四十五條第四項	<u>再任用短時間勤務職員</u>	育児短時間勤務職員
第十九条・第二十条 (略)			第十九条・第二十条 (略)		

【第十二条関係】

改正後	改正前
<p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第二十一条 育児休業法第十九条第一項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一 育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員</p> <p>二 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（<u>地方公務員法第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。</u>）</p>	<p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第二十一条 育児休業法第十九条第一項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一 育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員</p> <p>二 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（<u>地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。</u>）</p>
<p>(部分休業の承認)</p> <p>第二十二条 部分休業（育児休業法第十九条第一項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、正規の勤務時間（非常勤職員（<u>定年前再任用短時間勤務職員等</u>を除く。以下同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、三十分を単位として行うものとする。</p>	<p>(部分休業の承認)</p> <p>第二十二条 部分休業（育児休業法第十九条第一項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、正規の勤務時間（非常勤職員（<u>再任用短時間勤務職員等</u>を除く。以下同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、三十分を単位として行うものとする。</p>
<p>2・3 (略)</p>	<p>2・3 (略)</p>
<p>第二十三条～第二十七条 (略)</p>	<p>第二十三条～第二十七条 (略)</p>
<p>附 則</p> <p>1～3 (略)</p>	<p>附 則</p> <p>1～3 (略)</p>
<p>(<u>青森市職員の給与に関する条例附則第十八項の規定が適用される育児短時間勤務職員に関する読替え</u>)</p> <p>4 <u>育児短時間勤務をしている職員に対する青森市職員の給与に関する条例附則第十八項の規定の適用については、同項中「)とする」とあるのは、「)に、青森市職員の</u></p>	<p>(新設)</p>

【第十二条関係】

改正後	改正前
<p><u>勤務時間、休暇等に関する条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。</u></p> <p><u>附 則</u>  <u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第三条中青森市職員の退職手当に関する条例第二条第二項の改正規定（「地方公務員法」の下に「（昭和二十五年法律第二百六十一号）」を加える部分を除く。）、同条例第十七条の改正規定並びに第二十二條第一項の改正規定（「第六項又は第八項」を「第七項又は第九項」に改める部分に限る。）及び同条第二項の改正規定並びに同条例附則第十四項の改正規定並びに次項、附則第三十七項及び附則第三十八項の規定は、公布の日から施行する。</u></p> <p><u>(定年退職者等の再任用に関する経過措置)</u></p> <p><u>2 9 附則第八項、第九項、第十三項又は第十四項の規定により採用された職員の給料月額は、当該職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される青森市職員の給与に関する条例第三条第一項の給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、当該職員の属する職務の級に応じた額とする。</u></p> <p><u>3 0 育児短時間勤務をしている附則第八項、第九項、第十三項又は第十四項の規定により採用された職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、青森市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第二条第二項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第</u></p>	

【第十二条関係】

改正後	改正前
<p><u>一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。</u></p> <p><u>(規則への委任)</u></p> <p><u>39 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p>	

## 【第十三条関係】

## 青森市職員の特殊勤務手当に関する条例

## (平成十七年条例第五十四号) 新旧対照表

改正後	改正前
<p>第一条～第八条 (略)</p> <p>(社会福祉業務手当)</p> <p>第九条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「<u>短時間勤務職員</u>」という。)に対する前項の規定の適用については、同項中「七千百円」とあるのは「七千百円に勤務時間条例第二条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数(以下この項において「勤務割合」という。)を乗じて得た額」とする。</p> <p>第十条～第十七条 (略)</p> <p>(家畜管理手当)</p> <p>第十八条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>短時間勤務職員</u>に対する前項の規定の適用については、同項中「二千七百円」とあるのは、「二千七百円に勤務時間条例第二条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額」とする。</p>	<p>第一条～第八条 (略)</p> <p>(社会福祉業務手当)</p> <p>第九条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。)に対する前項の規定の適用については、同項中「七千百円」とあるのは「七千百円に勤務時間条例第二条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数(以下この項において「勤務割合」という。)を乗じて得た額」とする。</p> <p>第十条～第十七条 (略)</p> <p>(家畜管理手当)</p> <p>第十八条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>再任用短時間勤務職員</u>に対する前項の規定の適用については、同項中「二千七百円」とあるのは、「二千七百円に勤務時間条例第二条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額」とする。</p>

【第十三条関係】

改正後	改正前
<p>第十九条～第二十三条 (略)</p> <p>(清掃業務手当)</p> <p>第二十四条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>短時間勤務職員</u> に対する前項の規定の適用については、同項中「七千八百円」とあるのは、「七千八百円に勤務時間条例第二条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額」とする。</p> <p>第二十五条～第三十七条 (略)</p> <p>(製剤手当)</p> <p>第三十八条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>短時間勤務職員</u> に対する前項の規定の適用については、同項中「二千九百円」とあるのは、「二千九百円に勤務時間条例第二条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額」とする。</p> <p>第三十九条・第四十条 (略)</p> <p>(衛生検査手当)</p> <p>第四十一条 (略)</p>	<p>第十九条～第二十三条 (略)</p> <p>(清掃業務手当)</p> <p>第二十四条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>再任用短時間勤務職員</u> に対する前項の規定の適用については、同項中「七千八百円」とあるのは、「七千八百円に勤務時間条例第二条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額」とする。</p> <p>第二十五条～第三十七条 (略)</p> <p>(製剤手当)</p> <p>第三十八条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>再任用短時間勤務職員</u> に対する前項の規定の適用については、同項中「二千九百円」とあるのは、「二千九百円に勤務時間条例第二条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額」とする。</p> <p>第三十九条・第四十条 (略)</p> <p>(衛生検査手当)</p> <p>第四十一条 (略)</p>

## 【第十三条関係】

改正後	改正前
<p>2 (略)</p> <p>3 <u>短時間勤務職員</u>に対する前項の規定の適用については、同項中「六千三百円」とあるのは、「六千三百円に勤務時間条例第二条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額」とする。</p> <p>第四十二条～第四十四条 (略)</p> <p>(支給の制限)</p> <p>第四十五条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>短時間勤務職員</u>に対する前項の規定の適用については、同項中「十日未満」とあるのは、「その月の現日数から勤務時間条例第三条第一項、第四条又は第五条の規定による週休日並びに給与条例第十九条に規定する祝日法による休日等及び年末年始の休日等の日数(その月の中途において新たに採用された職員その他市長の定める職員にあっては、市長の定める日数)を差し引いた日数(以下この項において「要勤務日数」という。)に十を常勤職員の要勤務日数を考慮して市長の定める数で除して得た数を乗じて得た日数(その日数に一日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数)未満」とする。</p> <p>第四十六条～第四十八条 (略)</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 <u>再任用短時間勤務職員</u>に対する前項の規定の適用については、同項中「六千三百円」とあるのは、「六千三百円に勤務時間条例第二条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額」とする。</p> <p>第四十二条～第四十四条 (略)</p> <p>(支給の制限)</p> <p>第四十五条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>再任用短時間勤務職員</u>に対する前項の規定の適用については、同項中「十日未満」とあるのは、「その月の現日数から勤務時間条例第三条第一項、第四条又は第五条の規定による週休日並びに給与条例第十九条に規定する祝日法による休日等及び年末年始の休日等の日数(その月の中途において新たに採用された職員その他市長の定める職員にあっては、市長の定める日数)を差し引いた日数(以下この項において「要勤務日数」という。)に十を常勤職員の要勤務日数を考慮して市長の定める数で除して得た数を乗じて得た日数(その日数に一日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数)未満」とする。</p> <p>第四十六条～第四十八条 (略)</p>

## 【第十三条関係】

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>附 則</u> <u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第三条中青森市職員の退職手当に関する条例第二条第二項の改正規定（「地方公務員法」の下に「（昭和二十五年法律第二百六十一号）」を加える部分を除く。）</u>、<u>同条例第十七条の改正規定並びに第二十二條第一項の改正規定（「第六項又は第八項」を「第七項又は第九項」に改める部分に限る。）</u>及び<u>同条第二項の改正規定並びに同条例附則第十四項の改正規定並びに次項、附則第三十七項及び附則第三十八項の規定は、公布の日から施行する。</u></p>	

【第十四条関係】

青森市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例

(平成十七年条例第二百二十号) 新旧対照表

改正後	改正前
<p>第一条 (略)</p> <p>(給与の種類)</p> <p>第二条 企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下これらを「職員」という。)の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第三条～第六条 (略)</p> <p>(住居手当)</p> <p>第七条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。</p> <p>一 自ら居住するため住宅(貸間を含む。)を借り受け、家賃(使用料を含む。)を支払っている職員(管理規程の定めるところにより職員住宅を使用し、使用料を支払っている職員その他管理者が定める職員を除き、<u>地方公務員法第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)</u>にあつては、第十条第一項又は第二項の規定により単身赴任手当を支給される職員に限る。)</p> <p>二 第十条の規定により単身赴任手当を支給される職員(定年前再任用短時間勤務職員を除く。)で、配偶者が居住するための住宅(管理規程に定める職員住宅その他管理者が定める住宅を除く。)を借</p>	<p>第一条 (略)</p> <p>(給与の種類)</p> <p>第二条 企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下これらを「職員」という。)の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第三条～第六条 (略)</p> <p>(住居手当)</p> <p>第七条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。</p> <p>一 自ら居住するため住宅(貸間を含む。)を借り受け、家賃(使用料を含む。)を支払っている職員(管理規程の定めるところにより職員住宅を使用し、使用料を支払っている職員その他管理者が定める職員を除き、<u>再任用職員</u> _____ にあつては、第十条第一項又は第二項の規定により単身赴任手当を支給される職員に限る。)</p> <p>二 第十条の規定により単身赴任手当を支給される職員(<u>再任用職員</u> _____ を除く。)で、配偶者が居住するための住宅(管理規程に定める職員住宅その他管理者が定める住宅を除く。)を借</p>

【第十四条関係】

改正後	改正前
<p>り受け、家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして管理者が定めるもの</p> <p>第八条～第二十七条 (略)</p> <p>(<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>についての適用除外)</p> <p>第二十八条 第五条、第六条、第十九条及び第二十条の規定は、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u></p> <hr/> <p>には適用しない。</p> <p>第二十九条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 <u>当分の間、職員(次に掲げる職員を除く。)</u>  <u>が六十歳に達した日後における最初の四月一日以後の当該職員の給料の額については、青森市職員の給与に関する条例附則第十八項及び第二十項の規定に準じて、管理者が定める。</u></p> <p>一 <u>任期を定めて採用される職員及び非常勤職員</u></p> <p>二 <u>青森市職員の定年等に関する条例(平成十七年青森市条例第四十二号)第四条第一項又は第二項の規定により勤務している職員(同条例第二条に規定する定年退職日においてこの項の規定により管理者が定める額の給料を支給されていた職員を除く。)</u></p> <p>三 <u>青森市職員の定年等に関する条例第九条第一項又は第二項の規定により同条第</u></p>	<p>り受け、家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして管理者が定めるもの</p> <p>第八条～第二十七条 (略)</p> <p>(<u>再任用職員</u>についての適用除外)</p> <p>第二十八条 第五条、第六条、第十九条及び第二十条の規定は、<u>地方公務員法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員</u>には適用しない。</p> <p>第二十九条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1・2 (略)</p> <p>(新設)</p>

【第十四条関係】

改正後	改正前
<p><u>一項に規定する異動期間（同項又は同条第二項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第六条に規定する職を占める職員</u></p> <p><u>附 則</u>  <u>（施行期日）</u></p> <p><u>1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第三条中青森市職員の退職手当に関する条例第二条第二項の改正規定（「地方公務員法」の下に「（昭和二十五年法律第二百六十一号）」を加える部分を除く。）、同条例第十七条の改正規定並びに第二十二條第一項の改正規定（「第六項又は第八項」を「第七項又は第九項」に改める部分に限る。）及び同条第二項の改正規定並びに同条例附則第十四項の改正規定並びに次項、附則第三十七項及び附則第三十八項の規定は、公布の日から施行する。</u></p> <p><u>（定年退職者等の再任用に関する経過措置）</u></p> <p><u>3 2 附則第八項、第九項、第十三項又は第十四項の規定により採用された職員及び暫定再任用短時間勤務職員（以下「暫定再任用職員」という。）は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第十三条第一項、第二十七条第三項及び第三十一条第一項並びに第十四条の規定による改正後の青森市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（附則第三十四項において「新企業職員給与条例」という。）第七条の規定を適用する。</u></p> <p><u>3 4 新給与条例第四条及び第十条から第十二条まで並びに新企業職員給与条例第五条、第六条、第十九条及び第二十条の規定</u></p>	

## 【第十四条関係】

改正後	改正前
<p><u>は、暫定再任用職員には適用しない。</u></p> <p><u>(規則への委任)</u></p> <p><u>39 附則第三項から前項までに定めるもの</u> <u>のほか、この条例の施行に関し必要な事項</u> <u>は、規則で定める。</u></p>	

## 【第十五条関係】

## 青森市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

## (平成十八年条例第十七号) 新旧対照表

改正後	改正前
<p>附 則（平成十八年青森市条例第十七号）</p> <p>1 （略）</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 職員が新制度適用職員（職員であって、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することによりこの条例による改正後の青森市職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の青森市職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第四条から第七条まで、第十条及び附則第七項から第十項までの規定により計算した額（当該勤続期間が四十三年又は四十四年の者であって、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第六条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を三十五年として旧条例附則第七項の規定の例により計算して得られる額）にそれぞれ百分の八十三・七（当該勤続期間が二十年以上のもの（四十二年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び三十七年以上四十二年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。）にあっては、百四分の八十三・七）を乗じて得た</p>	<p>附 則（平成十八年青森市条例第十七号）</p> <p>1 （略）</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 職員が新制度適用職員（職員であって、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することによりこの条例による改正後の青森市職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の青森市職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第四条から第七条まで、第十条及び附則第七項から第十項までの規定により計算した額（当該勤続期間が四十三年又は四十四年の者であって、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第六条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を三十五年として旧条例附則第七項の規定の例により計算して得られる額）にそれぞれ百分の八十三・七（当該勤続期間が二十年以上のもの（四十二年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び三十七年以上四十二年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。）にあっては、百四分の八十三・七）を乗じて得た</p>

【第十五条関係】

改正後	改正前
<p>額が、<u>青森市職員の退職手当に関する条例</u>第三条の二から第七条まで、第十条から第十条の五まで及び附則第七項から第十項まで、附則第六項並びに附則第七項の規定により計算した退職手当の額（以下「<u>新条例等退職手当額</u>」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。</p> <p>3～11 （略）</p> <p><u>附 則</u>  <u>（施行期日）</u></p> <p>1 この条例は、<u>令和五年四月一日から施行する。ただし、第三条中青森市職員の退職手当に関する条例第二条第二項の改正規定（「地方公務員法」の下に「（昭和二十五年法律第二百六十一号）」を加える部分を除く。）</u>、<u>同条例第十七条の改正規定並びに第二十二條第一項の改正規定（「第六項又は第八項」を「第七項又は第九項」に改める部分に限る。）</u>及び<u>同条第二項の改正規定並びに同条例附則第十四項の改正規定並びに次項、附則第三十七項及び附則第三十八項の規定は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>額が、<u>新条例</u>第三条の二から第七条まで、第十条から第十条の五まで及び附則第七項から第十項まで、附則第六項並びに附則第七項の規定により計算した退職手当の額（以下「<u>新条例等退職手当額</u>」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。</p> <p>3～11 （略）</p>